

令和3年3月30日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成29年(ワ)第5151号 損害賠償等請求本訴事件

平成30年(ワ)第2638号 貸金返還請求反訴事件

口頭弁論終結日 令和2年12月22日

5

判 決

主 文

10

1 被告E1及び被告E2は、原告に対し、連帯して、1億9691万6244円及びこれに対する平成25年6月27日から支払済みまで年5分の割合による金員（1022万3144円及びこれに対する平成25年6月27日から支払済みまで年5分の割合による金員の限度で被告E3と連帯して）を支払え。

2 被告E3は、原告に対し、被告E1及び被告E2と連帯して、1022万3144円及びこれに対する平成25年6月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

15

3 被告E1及び被告E2は、原告に対し、連帯して、798万0576円及びこれに対する平成28年5月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

4 原告のその余の本訴請求及び被告E2の反訴請求をいずれも棄却する。

20

5 訴訟費用は、本訴反訴を通じ、原告に生じた費用の99分の31と被告E1に生じた費用の33分の31を被告E1の負担とし、原告に生じた費用の99分の31と被告E2に生じた費用の33分の31を被告E2の負担とし、原告に生じた費用の63分の1と被告E3に生じた費用の21分の1を被告E3の負担とし、その余を原告の負担とする。

6 この判決は、第1項から第3項までに限り、仮に執行することができる。

25

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 本訴事件

(1) 被告らは、原告に対し、連帯して、2億1400万円及びこれに対する平成25年6月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 被告E1及び被告E2は、原告に対し、連帯して、983万2450円及びこれに対する平成28年5月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 反訴事件

原告は、被告E2に対し、9000万円及びこれに対する平成30年7月5日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

(1) 本訴事件

ア 前記第1の1(1)の請求（以下「本訴請求1」という。）は、宗教法人である原告が、①原告の元代表役員である被告E1及び同人の内妻である被告E2が、宗教法人法及び規則に定める手続によらずに別紙2物件目録1及び2記載の土地（以下「aの土地」という。）並びに同目録3及び4記載の土地（以下「bの土地」といい、aの土地と併せて「本件土地」という。）を売却して売買代金を着服横領しようとして企て、本件土地につき、上記手続を経ることなく売買契約を締結してその所有権を移転し、売買代金を着服横領したことにより、原告が2億3166万5619円（原告は2億3208万6119円と主張するが、明白な違算と認められる。以下同じ。）の損害を被ったとして、被告E1に対しては債務不履行又は不法行為に基づき、被告E2に対しては不法行為に基づき、②原告と本件土地売買の仲介契約を締結していた被告E3が、不動産売買仲介業者として、宗教法人法及び規則に定める手続を経ない宗教法人所有土地売却の仲介行為をしてはならない義務を負っていたにもかかわらず、上記義務に違

反したことにより，原告が2億3166万5619円の損害を被ったとして，債務不履行又は不法行為に基づき，被告E1，被告E2及び被告E3に対し，上記損害の一部である2億1400万円及びこれに対する最後の不法行為の日である平成25年6月7日から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの。以下同じ。）所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める事案である。

イ 前記第1の1(2)の請求（以下「本訴請求2」という。）は，原告が，被告E1及び被告E2が原告の布施収入及び賃料収入を継続的に横領したことにより，原告が損害を被ったとして，被告E1及び被告E2に対し，不法行為に基づき，983万2450円及びこれに対する最後の不法行為の日である平成28年5月20日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める事案である。

(2) 反訴事件は，被告E2が，平成27年5月25日，原告の源泉徴収税，延納税等の支払のために，原告に9000万円を貸し付けたとして，原告に対し，原告との間の上記貸付けに係る金銭消費貸借契約（以下「本件消費貸借契約」という。）に基づき，9000万円及びこれに対する反訴状送達の日

の翌日である平成30年7月5日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実

以下の事実は，争いがないか，掲記の証拠（特に断らない限り枝番号を含む。以下同じ。）及び弁論の全趣旨により容易に認められる。

(1) 当事者

ア 原告は，曹洞宗を宗派とする宗教法人である。

イ 被告E1は，大正▲年▲月▲日生まれの男性であり，平成28年6月27日まで，原告の住職及び代表役員を務めていた。被告E1は，平成30年2月15日，後見開始の審判を受け，成年後見人としてE4弁護士が選

任された。(乙B3, 9)

ウ 被告E2は, 昭和▲年▲月▲日生まれの女性である。被告E2は, 平成20年8月頃からは原告境内地内の観樹亭という建物において, 平成24年9月頃からは原告境内地内に建築した被告E2名義の居宅(名古屋市c区de丁目f番地所在。以下「E2邸」という。)において, 被告E1と同居していた。(乙B8, 19, 76, 被告E2本人)

エ 被告E3は, E5の屋号で不動産売買の仲介業等を営んでいたが, 平成28年12月末頃に廃業した。(弁論の全趣旨)

オ V株式会社は, 不動産売買の仲介等を業とする株式会社である。(弁論の全趣旨)

(2) 原告の不動産処分に関する法的制約

ア 宗教法人法23条1号は, 宗教法人が不動産を処分する場合は, 規則で定めるところによるほか, その行為の少なくとも1か月前に, 信者その他の利害関係人に対し, その行為の要旨を示してその旨を公告しなければならないと定めている。

イ 原告は, 宗教法人法に基づき作成され, 所轄庁の認証を受けた宗教法人F寺規則(以下「本件規則」という。)を定めている。本件規則25条1号は, 原告が不動産を処分する場合, ①責任役員の定数の3分の2以上の議決を経て, ②曹洞宗の代表役員の承認を受けた後, ③その行為の少なくとも1か月前に信者その他の利害関係人に対し, その行為の要旨を示してその旨を公告しなければならないと定めている。(甲1)

(3) 第1売買

ア 原告は, 平成24年11月29日, アールエステート株式会社(以下「アールエステート」という。)に対し, aの土地を代金4400万円で売った(以下「第1売買」といい, 第1売買に係る売買契約を「第1売買契約」という。)

イ アールエステートは、原告に対し、第1売買の代金として、平成24年11月30日に220万円を、平成25年3月28日に4026万6678円を、それぞれ三菱東京UFJ銀行s支店の原告名義の普通預金口座(口座番号●●●●●●●●。以下「原告三菱口座」という。)に振り込んで支払い、同日、所有権移転登記を経由した。また、アールエステートは、固定資産税精算金として、同年4月11日に60万4400円を三井住友銀行j支店の原告名義の普通預金口座(口座番号●●●●●●●●。以下「原告三井口座」という。)に振り込んで支払った。上記のとおり、第1売買により原告三菱口座及び原告三井口座に入金された金額は、合計4307万1078円である。(甲5, 6, 乙B41の2, 乙B43の1, 乙B60)

ウ 第1売買契約の特約には、「本契約は、平成25年1月30日までに曹洞宗代表役員から本物件売却の同意を得るものとします。」、「前項の条件不成就が確定した場合、売主は、買主に受領済みの金員を無利息にてすみやかに返還します。」との定めがある。

(4) 第2売買

ア 原告は、平成25年5月10日、株式会社森不動産(以下「森不動産」という。)に対し、bの土地を代金1億7000万円で売った(以下「第2売買」といい、第2売買に係る売買契約を「第2売買契約」という。また、第1売買と第2売買を併せて「本件各売買」、第1売買契約と第2売買契約を併せて「本件各売買契約」という。))。

イ 森不動産は、原告に対し、第2売買の代金として、平成25年5月13日に1000万円を、同年6月27日に1億5457万0500円を、また固定資産税精算金として、同日に49万3316円を、それぞれ原告三菱口座に振り込んで支払い、同日、所有権移転登記を経由した。上記のとおり、第2売買により原告三菱口座に入金された金額は、合計1億650

6万3816円であり、第1売買による入金額との合計額は2億0813万4894円である。(甲7, 8, 乙B41の2, 乙B60)

ウ 第2売買契約の特約には、「本契約は、平成25年6月25日までに曹洞宗代表役員から本物件売却の同意を得るものとします。」「前項の条件不成就が確定した場合、売主は、買主に受領済みの金員を無利息にてすみやかに返還します。」との定めがある。

(5) 仲介契約

ア 被告E3は、原告との間で、本件各売買の仲介契約を締結し、原告から、第1売買につき138万6000円、第2売買につき535万5000円の仲介手数料を取得した。

イ 原告は、前記アの被告E3に対する仲介手数料の他に、本件各売買に関する費用として、以下のとおり合計1348万2144円を負担した。被告E3に対する仲介手数料と合わせると、原告が本件各売買により負担した額は2022万3144円となる。

(ア) aの土地の擁壁工事代金 1000万円(甲94)

(イ) aの土地上の建物解体費 240万円(甲94)

(ウ) 本件土地の測量費 合計65万円(甲94, 95)

(エ) 本件各売買契約の印紙代 合計9万5000円(甲2, 3)

(オ) 司法書士手数料 合計33万7144円(甲94, 96~98)

ウ Vは、本件土地の買主であるアールエステート及び森不動産との間で、本件各売買の仲介契約を締結し、両社から仲介手数料を取得した。

(6) 被告E2の貴金属の購入

被告E2は、平成24年12月4日から平成26年9月22日までの間、株式会社イマックビーシーから、テレビショッピングにより多数の貴金属を購入し、代金合計1億4436万9835円を支払った。また、被告E2は、上記により購入した貴金属の一部を返品し、合計6011万8335円の返

金を受けた。(乙B11の1・4・5)

(7) 税務調査, 課税処分

ア c税務署及び国税局(以下併せて「税務当局」という。)は,平成26年9月以降,原告の税務調査を実施した。税務当局は,本件土地の売却代金が被告E2による貴金属購入代金に充てられているとして,平成27年5月初旬,本件土地の売却代金のうち1億4550万円が平成25年5月から平成26年12月までの間に当時の住職である被告E1に給料として支払われたとみなし,原告に対し,源泉所得税5459万0856円及び加算税1910万3000円の合計7369万3856円の納付を求めた。原告の代表役員であった被告E1は,これを受け入れ,平成25年分の給与収入を6504万円,平成26年分の給与収入を8454万円とする確定申告をし,原告は,上記7369万3856円と地方税1342万1000円の合計8711万4856円を納付した。(甲38~46,弁論の全趣旨)

イ 前記アの納税資金として,平成27年5月21日及び同月22日に合計9000万円が被告E2名義の預金口座(以下「被告E2口座」という。)から被告E1名義の口座に振り込まれた後,同月25日,同口座から原告三菱口座に同額が振り込まれた。(乙B41の2,乙B52,54~59)

(8) 新聞報道, 刑事告発, 不起訴処分

ア 朝日新聞, 中日新聞, 日本経済新聞及び讀賣新聞は,平成27年12月19日又は翌20日,被告E2による原告の財産1億5000万円の流用疑惑を報道した。(甲9~12)

イ 原告は,平成28年始め頃,被告E1及び被告E2による本件土地売却代金の着服横領について,業務上横領被疑事件としてc警察署に刑事告発した。

ウ 名古屋地方検察庁検察官は,平成30年12月26日,被告E1及び被

告E 2に対する上記業務上横領被疑事件につき、両名をともに不起訴とした。(乙B 1 3 7)

3 争点

- (1) 本件各売買に係る被告E 1及び被告E 2の責任の有無及び原告の損害額
5 (本訴請求1)
- (2) 本件各売買に係る被告E 3の責任の有無及び原告の損害額(本訴請求1)
- (3) 被告E 1及び被告E 2による原告現金収入の着服の有無(本訴請求2)
- (4) 本件消費貸借契約の成否(反訴)

4 争点に関する当事者の主張の要旨

- 10 (1) 争点(1)(本件各売買に係る被告E 1及び被告E 2の責任の有無及び原告の損害額)について
(原告の主張)

ア 総論

15 被告E 1及び被告E 2は、本件土地を宗教法人法及び本件規則の手続を経ることなく違法に売却して売買代金を着服横領しようとして企て、同手続を経ることなく、本件土地について本件各売買契約を締結してその所有権を移転し、原告から本件土地を失わせ、また、売買代金2億1400万円を着服横領し、原告は同金員を失った。

20 被告E 1の行為は、原告の代表役員として宗教法人法及び本件規則に従わなければならない義務に違反した違法なものであり、債務不履行(委任契約違反)及び不法行為に該当する。被告E 2は、被告E 1の上記違法行為の共同実行者として不法行為責任を負う。

25 被告E 2が本件各売買に関して被告E 1と常に行動を共にしていたこと、被告E 2が本件土地売却代金を着服していること(原告三菱口座からの払戻伝票の筆跡が被告E 2の筆跡であることは、これを一義的に証明するものである。)から、被告E 2が被告E 1と共同して売却代金着服のた

め本件土地を売却したことは明らかである。

イ 手続の未履践

本件各売買について、財産処分承認申請書が曹洞宗宗務庁に提出された
5 事実はなく、財産処分の承認がなされた事実もない。また、境内建物新築
等承認申請書及びこれに添付される責任役員会議議事録は存在するが、こ
れは便所工事の承認申請書及び実際には開催されていないW大仏周辺整備
についての責任役員会議議事録であって、本件各売買の承認を求める財産
処分承認申請書もこれに添付すべき本件各売買の承認の議決がなされた責
任役員会議議事録も存在しない。さらに、本件各売買の各1か月前までに
10 公告がなされた事実もない。

被告E1及び被告E2は、本件各売買が売買代金着服横領のためであり、
責任役員、副住職、檀信徒らに知られては困る事情があったため、これら
の手続を履践しなかったものである。

ウ 被告E2の着服横領

15 (ア) 被告E2は、本件土地売却代金を自ら払戻請求書を書いて次々に払い
戻し、払戻金に相当する約1億5000万円の貴金属を購入している。
被告E2は、G及び亡夫Hから引き継いだダンス預金が貴金属購入代金
に充てられたと主張するが、いずれも主張自体が不合理で経験則に反す
る上、客観的な裏付け証拠が全くない。被告E2の貴金属購入代金は、
20 本件土地売却代金以外になく、被告E2が本件土地売却代金を次々に払
い戻して横領したことは明白である。

被告E2が主張する本件各売買以前の様々な支出(乙B1)も、自己
資金によるものではなく、原告から横領した金で支出したのか、支払
の事実のないものである。

25 (イ) 被告E2は、被告E2が平成25年7月17日に原告三菱口座から払
い戻して三井住友銀行j支店の被告E2名義の普通預金口座(口座番号

●●●●●●●●。以下「被告E 2 三井口座」という。)に入金した2000万円につき、原告に対する平成24年7月5日の貸付金の返済であると主張する。しかし、被告E 1の記帳していた金銭出納帳にはその記載がないこと、同日当時原告の預金残高が不足していた事実がなかったこと、被告E 2が上記入金のお寺の土地の売却金と答えたことからすれば、貸付けの事実は存在せず、被告E 2が本件土地売却代金を自己の口座に入金して横領したことは明らかである。

また、被告E 2は、平成22年11月19日に貸地立退費用1000万円を立て替えており、原告三菱口座からその返済を受けたとも主張するが、原告への1000万円の交付についての金銭出納帳の記載が返済の必要のない永代経の名目になっていること、被告E 2には1000万円もの自己資金がなかったことからして、この1000万円は日常的な着服金の返還である。

(ウ) 税務調査の過程において、被告E 2が自己に有利な税務処理をしてもらうために依頼したI税理士ですら、2億3750万円の使途不明金があると結論付け、これと被告E 2の貴金属購入、個人預金への入出金とを関連付けていることは、被告E 2が本件土地売却代金を着服横領していたことの重要な証拠である。

エ 被告E 2の悪意、共謀

原告には、布施収入等の現金収入が年額約2000万円あり、被告E 2が経理に関与するようになってから、これが消失している。このことから、被告E 2が、平成20年頃から、原告の現金、通帳、印鑑等を管理している立場を利用して、日常的に原告の金銭を着服横領し、自己の生活費や様々な出費、他人への贈与等に充てていたことが分かる。

被告E 2は、平成24年に至り、日常的な横領では満足せず、原告所有の土地を売却させ、多額の金を領得して、貴金属購入代金にしようと企て

た。被告E 2は、宗教法人法等の手続が必要であることを知りながら、Vのj店店長のJが作成した便所等の工事についての「境内建物新築（改築、増築、移築、除却、模様替、改修）境内地整備承認申請書」（以下「工事申請書」という。）及び責任役員会議議事録の空欄に記入し、また、これ
5 らが却下された後にその改ざんをしている。また、被告E 2は、原告口座から払い戻した2000万円を自己の口座に入金する際、「お寺の土地の売却金」と答えてしまい、それを糊塗するために、被告E 1と謀議の上、2000万円の借用書をねつ造した。

10 以上のとおり、被告E 2は、私的利得目的のために、被告E 1と共謀して、本件土地を売却し、貴金属購入代金等として売却代金を着服横領したものである。

オ 原告の損害

原告の平常支出は平常収入で賄われており、平成24年4月以降に臨時支出を必要とするような工事や特別な行事は一切行われていないから、本
15 件土地売却代金は残存していなければならないところ、それが消失している。①平成24年11月30日から平成27年5月11日までの使途不明金は、別紙3使途不明金一覧表（甲71）のとおり、合計2億1144万2475円であり、これは、本件各売買により原告三菱口座及び原告三井口座に入金された合計2億0813万4894円にほぼ相当する。また、
20 ②原告が本件各売買に伴って負担した仲介手数料、擁壁工事代金、建物解体費、測量費、印紙代及び司法書士手数料の合計2022万3144円も、本件各売買がなければ支払う必要のなかったものである。したがって、上記①及び②の合計2億3166万5619円が、違法な本件各売買によって原告が被った損害である。

25 (被告E 1の主張)

原告の主張はいずれも知らないし争う。

(被告E 2の主張)

ア 手続の履践

5 (ア) 被告E 1は、本件各売買に当たり、責任役員の同意を得ていた。本件各売買については、原告の責任役員全員の押印のある責任役員会議議事録が作成されており、各責任役員の印鑑証明書も添付されている。また、
10 宗教法人法23条及び本件規則25条に基づく公告も、本件各売買についての公告文の上下4か所にピン止めした際の穴が空いていることから明らかなように、本堂にその旨の公告文を掲示してなされている。宗務
15 庁に対する届出は、一度提出して承認を得たが、住職の印鑑が宗務庁の登録印と異なるなどの理由で返却され、その後再提出が怠られていたものと思われる。

なお、本件土地は境内地以外の資産であり、本件規則違反や公告規定違反があったとしても、そのこと自体によって売買契約が無効になるものではない(宗教法人法24条)。

15 (イ) 被告E 1の記帳していた金銭出納帳の記載からは、本件各売買が、度重なる責任役員会議の議論を経てその同意の上で進められ、宗務所や被告E 3等の仲介業者らとも何度も打合せを重ねながら進められていたものであることが明らかになる。

20 また、そもそも被告E 2と被告E 1は内縁関係になく、本件各売買は被告E 1が原告の住職として行ったものである。被告E 2は、本件各売買の手続は知らなかったし、売却に関与していない。被告E 3やV(J)と本件各売買の打合せをしている被告E 1を介添えし、お茶の世話等をした
25 だけである。

イ 被告E 2の着服横領について

25 (ア) 被告E 2が、原告の金銭を不法に着服したり費消したりしたことは全くない。被告E 2が多数の宝飾品をテレビショッピングで購入した代金

5 の原資は、被告E 2自身の所持金であるが、その所持金は、母であるGと亡夫であるHから引き継いだものである。具体的には、父であるKが遺した現金をGが保管しており、Gの死後、押し入れの布団の間から2億円以上の1万円札が見つかったのと、Hの死亡時に貯金、退職金（約
800万円）及び生命保険金2口（合計200万円）の総額約6000
10 万円が遺されたものである。被告E 2は、これらの現金をタンス預金としてそのまま所持し続けていたが、主治医の勧めもあり、平成25年7月に6800万円を預金するに至った。

被告E 2は、本件各売買以前に自己資金から1億1741万円を支出
10 しており、本件各売買以降の分も含めると被告E 2の自己資金からの支出額は2億9136万円になるところ、このうち原告関係の出費は合計6930万円に及ぶのであり、被告E 2が自己の所持金から原告のために多額の金銭をつぎ込んできたことが分かる。

(イ) 原告の預金口座の出金伝票に被告E 2の筆跡があることは認めるが、
15 それは被告E 1が預金を引き下ろしに行くのに付き添い、伝票作成を代行したものであり、引き下ろした現金は、原告に対する貸付金合計3000万円の返済を受けたものを除き、その場で被告E 1に引き渡して原告の運営費に充てられていたのであって、これらの出金は横領などとは無縁である。100万円単位のまとまった現金を出金するという方法は、
20 被告E 1が古くから行っている出金方法であり、本件各売買後の出金のみを用途不明金とする合理性はない。

平成27年7月頃にI税理士の指示で給料の支払等を被告E 2が担当
するようになるまでは、被告E 1が、金銭出納帳や口座残高のメモをつ
けるなどして、原告の金銭管理を一貫して行っていたのであって、被告
25 E 2が金銭管理を行っていた事実はない。

(ウ) 被告E 2がテレビショッピングで大量の品物を購入していたことは事

実であるが、これは本件土地売却代金が入金した以後に始まったものではなく、その約10年前の平成14年頃から始まっていたものである。被告E2は買物依存症であったことが明らかであるが、その資金は自分の所持金で行われてきたものである。実際、第1売買以降の貴金属の購入及び返品、原告名義の預金口座（以下「原告口座」という。）からの出金、被告E2の預金の各金額を集計したところ、原告口座からの出金では貴金属の購入はできず、被告E2が原告口座からの出金額を最大で9227万1808円上回る貴金属と預金を有していたことが明らかになっている。

(エ) 原告が使途不明金として主張する原告口座からの出金のうち、①平成25年4月10日以前の出金については、金銭出納帳の記載から着服横領したものでないことが明らかであり、②平成26年9月1日以降の出金については、税務調査の最中に着服横領することは考え難いから、着服横領したものでないことが明らかであり、③その間の出金については、原告の平均年間経費額や預金の増加分からの試算によれば、原告の経費に使用されたものであって着服横領したものでないことが明らかである。

ウ 税務調査について

(ア) 税務調査においては、原告三菱口座や原告三井口座からの出金のほとんど全てが使途不明金とされているが、これがおよそ非常識な結論であることは、前記イ(エ)のとおりである。

(イ) 平成25年以降の被告E2の預金額の増加は、古くからの主治医であったL医師の説得により、持ち歩いていた現金6800万円を平成25年7月に一挙に入金したことによるものであり、本件土地売却代金の横領などとは関係がない。

(ウ) 税務署員らは、本件土地売却代金の使途に関して、様々な調査をした

が、その行方を解明することができず、たまたま同時期に被告E 2が多額
の宝飾品を購入していたことから、その資金は本件土地売却代金に違
いないと憶測し、被告E 2が真実タンス預金を有していたか否かなどは
調査することなく、本件土地売却代金から宝飾品購入代金が支払われた
とみなし、税務署員2名及び関与税理士3名が被告E 2及び被告E 1を
脅した結果、ついにはみなし課税を納得させたものである。

(2) 争点(2) (本件各売買に係る被告E 3の責任の有無及び原告の損害額) につ
いて

(原告の主張)

ア 責任原因

(ア) 宗教法人法及び本件規則は、宗教法人において、檀家や責任役員らに
秘匿した上での不法な目的の財産処分が行われやすいことから、不法な
目的での財産処分がなされ、財産がみだりに消失させられることを防ぐ
ために、財産処分を檀家や責任役員らに知らせ(公告)、財産処分の必
要性を寺院関係者に明らかにし、その承認を得る(包括団体の承認、責
任役員会の決議)という厳格な手続を定めている。これらの手続は容易
に行うことができるものであるにもかかわらず、それを履践しないこ
とは、財産処分が着服横領など不法な目的のものであって、檀家や責任
役員らに知られては困る事情があることを外部にうかがわせる。

(イ) 被告E 3は、不動産売買仲介業者として、宗教法人法及び同法で認証
された宗教法人規則に定める手続を経ていない宗教法人所有地の売却の
仲介行為をしてはならない義務があるにもかかわらず、これに違反して
違法に、これらの手続を経ていない本件各売買の仲介行為をした。また、
本件各売買は、特約の条件不成就が確定したことによって効力が生じな
くなっていたため、仲介者として受渡しによって本件土地の所有権を移
転させてはならなかったにもかかわらず、これに違反して代金支払、引

渡し及び所有権移転登記手続を行わせて本件土地の所有権を移転させた。

5 (ウ) 被告E 3は、本件土地の不動産登記簿や売買契約書の記載から、本件土地の所有者が被告E 1でなく原告であることを知っており、それにもかかわらず被告E 1及び被告E 2において本件土地が被告E 1の所有であると言っていたことから、被告E 1及び被告E 2がその売却代金を私的に利得する意図であることを知り得たのに、あえて被告E 1及び被告E 2を幫助する意図で、手続を経ることなく本件土地を売却させたのであって、債務不履行責任及び不法行為責任がある。

10 イ 因果関係

因果関係があるというためには、その行為が一般的に同種の損害を生じ得る可能性があれば足り、その損害が行為の直接の結果であるか間接の結果であるかを問わない。被告E 1及び被告E 2が本件各売買の直後から原告三菱口座及び原告三井口座に入金された本件土地売却代金を引き出し
15 て着服横領した本件では、本件各売買と売却代金の着服横領とは一体となった一連のものであり、本件各売買と売却代金の着服横領との間には因果関係がある。

(被告E 3の主張)

ア 責任原因について

20 被告E 3は、本件土地の所有者は原告ではなく被告E 1個人であると聞かされていたため、宗教法人法等の手続は不要と考えていた。なお、被告E 3は、本件各売買に当たって不動産登記簿を確認したことはない。

また、被告E 3は、本件各売買について、私的利得目的の売却であることは一切知らず、宗教法人法等の所定の手続を執ったものであると認識し
25 ていた。

工事申請書、責任役員会議事録等の作成を主導していたのはVであり、

被告E 3は、買主の探索、契約書調印以外に関与したことはない。

イ 因果関係について

原告の損害は被告E 1の横領によって生じたものであるから、本件各売
買が原告の損害を招来したという関係を是認し得る高度の蓋然性が証明
5 されたとはいえず、そもそも事実的因果関係を欠く。

また、本件各売買の後に被告E 1によって重大な犯罪行為である横領が
行われて原告に損害が生じることが通常であるとはいえないし、被告E 3
において被告E 1が横領に及ぶことを予見すべきであったという事情も
ない。

したがって、本件各売買と原告の損害との間には相当因果関係がない。

(3) 争点(3) (被告E 1及び被告E 2による原告現金収入の着服の有無) につい
て

(原告の主張)

ア 被告E 2は、本件土地の売買代金とは別に、原告の布施収入及び賃料収
入を常習的に窃取していた。被告E 1は、被告E 2に加担し、原告の金を
15 被告E 2と共同して着服した。別紙4着服金一覧表の「原告の主張」欄記
載の金員は、被告E 1及び被告E 2が原告から着服した金員の一部である。

イ 着服金の具体的な内容は、以下のとおりである。

(ア) 金券……原告では使用しない金券の購入代金の支払に原告の資金を着
20 服したもの

(イ) 私的飲食代……原告とは無関係の被告E 1と被告E 2の私的飲食代金
の支払に原告の資金を着服したもの

(ウ) Mへの支払……原告における伐採は出入り業者の桃山園芸で行って
おり、Mが原告の伐採業務を行ったことはなく、Mへの支払という名目で
25 原告の資金を着服したもの

(エ) 私的使用品……原告とは無関係な被告E 2の私的使用品の購入代金の

支払に原告の資金を着服したもの

(オ) その他の私的支払……原告とは無関係な被告E 1 と被告E 2 の私的な
支払に原告の資金を着服したもの

(カ) 平成28年1月以降の食品代等……本件土地売却代金の横領がマスコミ
5 ミ沙汰になり、原告本堂に来て原告の宗務を行うことがなくなった後、
被告E 1 と被告E 2 が私的に購入したものの代金支払に原告の資金を着
服したもの

(キ) KKRホテル名古屋の宿泊代等……被告E 1 と被告E 2 がマスコミか
ら逃れるために身を隠していたKKRホテル名古屋の宿泊代、飲食代等
10 の支払に原告の資金を着服したもの

(ク) 領収証の改ざん……改ざんによる差額分の原告の資金を着服したもの
ウ 被告E 1 が記帳した原告の金銭出納帳に記載があっても、私的流用が免
責されるわけではない。

また、上記着服金は、原告が経費として支払ったことを証する領収証綴
15 りにその領収証が貼付されていたもので、現に原告から出金されているも
のであり、被告E 2 が自己資金で支払ったものではない。被告E 2 の給料
で支払が可能であったとする被告E 2 の主張は無意味である。

(被告E 1 の主張)

原告の主張はいずれも不知。

20 (被告E 2 の主張)

ア 被告E 2 は、原告の布施収入及び賃料収入を窃取・横領していない。平
成27年4月以降については、被告E 1 が月額100万円、被告E 2 が月
額30万円の給与の支払を受けていたのであり、被告E 2 が多額の所持金
を有していたことを考慮外としても、原告の指摘する領収証記載の金員は
25 これらの給与により支払が十分可能であり、横領といわれる余地はない。
費目ごとの具体的な反論は、以下のとおりである。

(ア) 金券……被告E 1 が主に世話になる医師等に心付けとして贈るために購入したもの

(イ) 私的飲食代……被告E 2 が自己負担で支払ったもの

(ウ) Mへの支払……観樹亭の周辺の樹木と大仏の近くの樹木のせん定，隣家の塀が倒れてきたことに関する修復作業をMに依頼し，それらの謝礼として被告E 2 が自己負担で支払ったもの

(エ) 私的使用品……一部を除いて原告の交際費であるが，被告E 2 が自己負担で支払ったもの

(オ) その他の私的支払……いずれも原告の宗教活動の一環としての出費又は交際費であり，そのほとんどは被告E 2 が自己負担で支払ったもの

(カ) 平成28年1月以降の食品代等……被告E 1 及び被告E 2 の給与で十分支払可能なもの

(キ) KKRホテル名古屋の宿泊代等……住職としての必要経費であり，I 税理士の許可を得て出金したもの

(ク) 領収証の改ざん……ほとんどは被告E 1 の筆跡であり，原告の経費の費用化が動機として考えられるもの

イ 金銭出納帳上，被告E 1 は月額17万円の衣資料（給料）を受け取っていることになっているが，それは税務対策上のものであり，実際には，原告の金銭以外に被告E 1 の金銭はなく，被告E 1 は，日常の飲食も物品の購入も贈答も，原告の経費として支出していた。

また，被告E 2 は，宗教法人の宗教活動に関する収入が非課税であることを知らなかったため，様々な領収証を原告の経費として計上することによって税務上有利になると誤解していた。被告E 2 は，こうした誤解に基づき，自分のお金で購入したものでも，原告宛ての領収証を切ってもらったり，支払先にお礼をするときは，そのお礼分も領収証金額に加えてもらったりしていたのであり，これらは横領や着服などとは無縁なものである。

(4) 争点(4) (本件消費貸借契約の成否) について

(被告E2の主張)

被告E2は、原告の依頼により、平成27年5月25日、原告に対し、弁
済期及び利息を定めずに9000万円を貸し付けた。本件消費貸借契約につ
いては、被告E1が借用書(乙B18。以下「本件借用書」という。)を作
成し、被告E2に渡した。被告E2が貸し付けた9000万円は、原告の納
税資金及び原告の顧問会計士のNの報酬に使用された。

(原告の主張)

被告E2の主張する9000万円の原資は、被告E2が原告から横領した
金員又はそれによって購入した貴金属の返品代金であって、被告E2の金員
ではない。原告は、被告E2が原告から横領した金員の返金を受けたにすぎ
ない。本件借用書は、被告E2が、横領の共犯者である被告E1に書かせた
ものであり、事実に基づかないものである。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前提事実、掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 原告の組織及び戒律等

原告においては、住職である者が代表役員を務め、代々住職は妻帯が禁止
され、住職と養子縁組をした僧侶がO姓を継ぎ、後継の住職となることとさ
れている。原告の現在の住職であり代表役員であるPは、被告E1の養子で
ある。(甲88)

(2) 被告E2の経歴並びに被告E2と原告及び被告E1との関係

ア 被告E2は、戸籍上、Q・R夫婦の長女と記載されているが、幼い頃から
Rの妹であるGによって養育された。被告E2は、短大卒業後、昭和4
3年4月から同年6月まで徳倉建設株式会社に勤務した。(乙B19, 8
1, 161)

イ 被告E 2は、昭和49年11月17日、国家公務員（国立大学の司書）であったHと婚姻した。被告E 2は、Hとの婚姻後、名古屋市g区hの借家（以下「iの借家」という。）で、G及びHと3人で生活するようになった。（乙B161）

5 ウ Hは、昭和▲年▲月▲日に死亡した。被告E 2は、Hの葬儀を被告E 1に執り行ってもらったことなどをきっかけに、昭和60年頃から、原告の行事に参加したり、催事の手伝いをしたりするようになった。（乙B76）

エ 被告E 2は、Hの死亡に伴い、退職手当として約742万円を受領した。また、被告E 2は、Hの死後、遺族年金（2か月に1回、月額7～8万円程度）を受領するようになった。（乙B180，被告E 2本人）

10 オ 被告E 2は、Hの死後、昭和57年4月から昭和59年6月まで株式会社スキヨ人形研究所に、昭和61年4月から昭和62年3月までエイコー化学株式会社に、昭和62年4月から平成6年4月まで株式会社松枝衣裳店総本店にそれぞれ勤務していた。被告E 2は、同社を退職した後は、無職であり、Hの遺族年金と被告E 2自身の年金以外には収入がなかった。（乙B81，被告E 2本人）

カ Gは、平成▲年▲月▲日に死亡した。被告E 2は、Gの死後、毎日のように原告に通い、雑用を手伝うようになった。（乙B181）

15 キ 被告E 2は、平成14年1月から平成24年10月までの間に、株式会社QVCジャパンに対し、別紙5商品購入代金集計表のとおり、テレビショッピングの商品代金として、合計2456万1840円を支払った。ただし、そのうち合計1052万2929円は、返品により、被告E 2の口座に振り込む方法で返金された。（乙B11の1・2）

20 ク 被告E 2は、平成14年12月から平成22年8月までの間に、ジュピターショップチャンネル株式会社に対し、別紙5商品購入代金集計表のとおり、テレビショッピングの商品代金として、合計2383万9022円

を支払った。ただし、そのうち合計1288万1726円は、返品により、
被告E2の口座に振り込む方法で返金された。(乙B11の1・3)

ケ 被告E2は、テレビショッピングによる買物を繰り返すうち、宅配便の
配達員として商品を配達していたMと親しくなり、車で送迎してもらった
り、食事を共にしたりするようになった。(乙B11, 13)

コ 被告E1は、もともと本堂横の庫裡で生活していたが、平成17年頃か
ら観樹亭で生活するようになった。被告E2は、引き続きiの借家から通
って原告の雑用を手伝っていたが、観樹亭に泊まることもあった。(甲8
8, 乙B162, 163)

サ 被告E1は、平成20年5月22日から同年7月31日まで、腰椎骨折
のため入院した。被告E2は、被告E1の退院後の身の回りの世話が必要
であるとして、同年8月頃から、観樹亭で被告E1と同居するようになっ
た。被告E1は、遅くとも平成20年頃には、それまで庫裡で保管してい
た原告の預金通帳、印鑑、経理関係の書類等を観樹亭で保管するようにな
った。(甲69, 88, 乙B76, 証人N)

シ 被告E2は、平成23年11月、原告との間で原告境内地の一角の土地
(観樹亭の隣地)を賃料月額3万円、賃貸借期間30年の約定で賃借する
旨の賃貸借契約を締結し、平成24年8月頃、同土地にE2邸(木造瓦
葺平家建、床面積約91.25㎡、間取りは2LDK)を建設し、被告E
2名義で所有権保存登記をした。被告E2は、iの借家を引き払い、同年
9月頃からE2邸で被告E1と同居するようになった。被告E2は、被告
E1のために家事や身の回りの世話をするとともに、外出に付き添うなど
していた。(乙B8, 被告E2本人)

ス 被告E1は、E2邸への転居に伴い、観樹亭で保管していた原告の預金
通帳や経理関係の書類をE2邸で保管するようになった。被告E2は、被
告E1が原告の預金通帳や経理関係の書類を保管している場所を知って

いた。(甲69, 証人N, 被告E2本人)

(3) 被告E1による原告の金銭管理等

被告E1は, 原告の金銭出納帳を作成していたが, 金銭出納帳の記載は, 平成25年4月10日で終わっており, その後は記載されていない。また, 被告E1は, 平成23年3月決算期(平成22年度)まで, 愛知県学事振興課に提出する毎年度の収支決算書を作成していた。N会計士は, 平成17年頃から原告の経理や税務を担当していたところ, 平成23年頃以降は, 原告の収支決算書を作成するようになり, 年に数回, 被告E1との打合せを行っていた。上記打合せは, 被告E1と被告E2が同居していた観樹亭又はE2邸で行い, 打合せには, 被告E2が同席していた。(甲72~78, 82, 乙B125, 証人N)

(4) 被告E3と原告との関係

被告E3は, E5の屋号で不動産業を営んでおり, 原告の依頼を受けて, 原告所有の駐車場の賃貸管理業務を行っていた。(乙D1, 2)

(5) 本件各売買の手續

ア 被告E3は, 平成24年9月頃, Vのj店店長であったJに対し, aの土地の買主を探すよう依頼した。Jは, aの土地の買主を探し, Vは, 買主(アールエステート)側の仲介業者となった。また, Jは, 社内マニュアル等から, 宗教法人である原告の所有地を売却するには, 原告の責任役員の同意, 曹洞宗代表役員の同意及び公告が必要であることを知っていた。(乙D4, 証人J)

イ 被告E3からVに第1売買の話が持ち込まれた後, 第2売買も含めて, 本件各売買に関する打合せは, 被告E1, 被告E2, 被告E3及びJの4名が出席して, 被告E1及び被告E2が居住するE2邸において行われた。第1売買の打合せの際, 被告E3は, 被告E3と被告E1がいいと言えば誰も反対しないという趣旨の発言をしていた。Jは, 買主側の仲介業

者の担当者であったが、被告E3、被告E1及び被告E2との本件各売買に関する打合せに出席し、原告の所有地を売却するために必要な手続等について説明した。(乙D4、証人J)

5 ウ 平成24年11月29日、E2邸で、被告E1、被告E2、被告E3及びJが出席して、第1売買契約が締結された。第1売買契約には、平成25年1月30日までに曹洞宗代表役員からaの土地の売却に係る同意を得るものとし、同条件の不成就が確定した場合には、売主は買主に受領済みの金員を無利息で速やかに返還する旨の特約が定められていた。また、第10 1 売買契約締結の際に同席した司法書士も、改めて、原告の所有地を売却するには曹洞宗代表役員の同意等が必要である旨を説明した。(乙D4、証人J)

エ 原告は、第1売買契約で定められた期限(平成25年1月30日)までに曹洞宗代表役員の同意を取得することができなかったため、アールエステートとの間で、第1売買契約の曹洞宗代表役員の同意取得期限を平成15 25年1月30日から同年3月29日に、残代金支払期限を同年2月28日から同年4月30日に、それぞれ変更することを合意した。(乙B147、乙D4、証人J)

オ 本件土地の売却について、曹洞宗代表役員の承認を得るには、曹洞宗財務部長宛ての「財産処分承認申請書」を提出する必要があり、同申請書には、処分の目的、処分相手の住所及び氏名、処分する財産、処分の方法及び処分代金、処分金の用途等を記載し、責任役員全員の署名押印を受けるとともに、責任役員会議議事録のほか、所定の関係書類(登記事項証明書、20 21 売買契約書、公租公課証明書等)を添付しなければならないとされている。また、上記責任役員会議議事録には、会議の日時、場所、出席者、議題、議事経過、議決事項を記載し、責任役員全員が署名押印しなければならないとされている。さらに、公告文には、処分の目的、処分相手の住所及び25

氏名，処分する財産，処分の方法及び処分代金，処分金の使途を記載しなければならないとされている。（甲 4， 5 0）

カ 平成 2 5 年 1 月 3 0 日，曹洞宗愛知県第一宗務所に対し，便所等を改築する旨の同日付け工事申請書（以下「本件工事申請書」という。甲 5 2 の 1，別紙 6 の 1。）及び平成 2 4 年 1 2 月 1 6 日付け責任役員会議議事録（以下「本件議事録」という。甲 5 2 の 2，別紙 6 の 2。）各 2 通が提出された。曹洞宗愛知県第一宗務所は，うち 1 通を曹洞宗宗務庁に送付し，残り 1 通を曹洞宗愛知県第一宗務所において保管した。（甲 5 2）

キ 本件工事申請書及び本件議事録の手書き部分は，別紙 6 の 1， 2（甲 5 2 の 1・2）のとおり， J と被告 E 2 が記載したものである（なお，被告 E 2 は，この筆跡が自分のものであるか分からない旨の供述をするが（被告 E 2 本人），後記サのとおり，別紙 6 の 3（甲 5 4 の 1）の橙下線部の筆跡が被告 E 2 のものであることは被告 E 2 も認めているところ，これと対照すれば，別紙 6 の 1， 2（甲 5 2 の 1・2）の緑下線部は被告 E 2 の筆跡であると認められる。）。（甲 5 2）

ク 本件議事録の「4. 付議事項（議題）」欄には，「(1)W大仏^マ週^マ辺整備，(2)設備修復工事，(3)改修工事^マ費念出のための土地売却（土地表示）名古屋市 c 区 jk 丁目 1 番 m， 1 番 n」との記載があるが，「6. 議決事項」欄には，「(1)W大仏^マ週^マ辺整備について，出席者全員承認」としか記載がない。（甲 5 2）

ケ 被告 E 1 及び被告 E 2 は，平成 2 5 年 1 月 2 8 日頃，本件各売買当時原告の責任役員であった S 方を訪ね，本件工事申請書及び本件議事録を示して「責任役員の連署」欄への押印を求めた。S は，原告の便所の修理に必要な手続であると理解して，本件工事申請書及び本件議事録に押印した。その他の責任役員についても，被告 E 1 及び被告 E 2 が責任役員方を訪ねて本件工事申請書及び本件議事録の「責任役員の連署」欄に押印してもら

った。(甲109, 原告代表者, 被告E2本人)

コ 曹洞宗宗務庁は, 平成25年2月20日, 本件工事申請書に係る申請を却下し, 原告に対し, 本件工事申請書を本件議事録とともに返却した。返却された本件工事申請書には, 却下理由として, ①被告E1の印鑑が宗務庁登録印と異なること, ②便所(東司)以外の工事内容が明記されていないこと, ③工事に関する添付書類がないこと, ④土地売却費については財産処分承認申請書を提出する必要があることが記載された付箋が添付されていた。(甲53)

サ その後, 曹洞宗宗務庁から返却された本件工事申請書には, 別紙6の3(甲54の1)のとおり, 「2. 工事する建物」, 「3. 除却する建物」の各欄の「便所等」の「等」の記載が修正テープで抹消され, 被告E1の印影を二本線で抹消して届出印が押されている。また, 「2. 工事する建物」の「便所」の記載から矢印を引いた先に, 被告E2の筆跡で「名古屋市c区de丁目o番地 W大仏参拝経路の通路整備工事周辺外構工事一式」と記載されている(なお, 被告E2は, 他の部分が書き込まれていない段階で上記記載をした旨の供述をするが(被告E2本人), 甲第54号証の1には曹洞宗宗務庁の收受印や手数料受領印があり, 甲第52号証の1と対比すると, 本件工事申請書が却下されて返却された後に被告E2が上記記載をしたことは明らかである。)。 (甲54の1)

また, 曹洞宗宗務庁から本件工事申請書とともに返却された本件議事録には, 別紙6の4(甲54の2)のとおり, 「4. 付議事項(議題)」欄の「(3)改修工事費^{ママ}念出のための土地売却 (土地表示)名古屋市c区jk丁目l番m,l番n」の記載の下に, Jの筆跡で「名古屋市c区bp丁目q番, q番r」と書き加えられている。(甲54の2)

シ 本件土地の売却につき, 原告から曹洞宗宗務庁に対し財産処分承認申請書は提出されておらず, 曹洞宗の代表役員は, 本件土地の売却を承認して

いない。平成25年2月20日に却下された本件工事申請書及び本件議事録は、その後曹洞宗宗務庁に提出されていない。(甲4)

(6) 原告口座の入出金状況等

ア 平成24年7月5日当時、原告の預金残高は、以下のとおり、合計15
5 63万4200円であった。

(ア) 原告三菱口座 61万1916円 (乙B41の2)

(イ) 原告三井口座 859万4994円 (乙B43の1)

(ウ) なごや農業協同組合c支店 99万8179円 (甲80)

(エ) ゆうちょ銀行通常貯金 42万9111円 (乙B46)

10 (オ) ゆうちょ銀行定期貯金 500万円 (乙B46)

イ 原告三菱口座

第1売買後の原告三菱口座の入出金状況は、別紙7の1のとおりである。原告三菱口座には、原告所有地の駐車場収入や布施収入の一部が振り込まれているほか、本件各売買に係る手付金及び残代金並びに第2売買の固定
15 資産税精算金が入金されている。他方で、原告三菱口座からは、別紙7の1のとおり、平成24年11月30日から平成27年5月までの間に、原告三井口座及び瀬戸信用金庫t支店の原告名義の普通貯金口座(口座番号
●●●●●●●●。以下「原告瀬戸信口座」という。)に対する移動を含めて、1回当たり数百万円以上の金員が連続して引き出されている。(乙B
20 41, 42)

ウ 原告三井口座

平成25年4月9日から平成27年5月11日までの原告三井口座の入出金状況は、おおむね別紙7の2のとおりである。原告三井口座は、主として原告の光熱水道料、電話料金等の引き落としや税金の支払のために使用
25 されている口座である。原告三井口座には、第1売買後、別紙7の2のとおり、第1売買による固定資産税精算金が入金されているほか、原告三

菱口座から合計 5 5 0 0 万円が預け替えられている。(乙 B 4 3, 4 4)

エ 原告瀬戸信口座

原告瀬戸信口座は、本件各売買後の平成 2 5 年 1 1 月 6 日に開設された口座であり、同日、原告三菱口座から 1 0 0 0 万円が預け替えられた。原告
5 告瀬戸信口座の平成 2 7 年 2 月 2 2 日までの入出金状況は、別紙 7 の 3 のとおりである。(乙 B 5 0)

オ 第 1 売買後の原告名義口座からの現金の引き出しは、被告 E 1 及び被告 E 2 が各金融機関に赴いて行ったものである。原告三菱口座からの払戻伝票の大半は、被告 E 2 が記載した。(甲 3 7)

10 (7) 被告 E 2 口座の入出金状況

ア 三菱東京 U F J 銀行 u 支店の被告 E 2 名義の普通預金口座(口座番号●●●●●●●●●●。以下「被告 E 2 三菱口座」という。)

被告 E 2 三菱口座は、被告 E 2 の遺族年金及び国民年金が入金され、光熱水道料等の引き落としなどに使用されている。被告 E 2 三菱口座には、
15 別紙 8 の 1 のとおり、平成 2 5 年 7 月 1 0 日に 2 3 0 0 万円が入金され、その後平成 2 6 年 5 月 2 3 日までの間に、合計 2 0 0 0 万円が瀬戸信用金庫 t 支店の被告 E 2 名義の普通預金口座(口座番号●●●●●●●●●●。以下「被告 E 2 瀬戸信口座」という。)及びゆうちょ銀行の被告 E 2 名義の通常貯金口座(番号●●●●●●●●●●。以下「被告 E 2 ゆうちょ口座」とい
20 う。)に預け替えられている。(乙 B 5 4, 5 5)

イ 被告 E 2 三井口座

被告 E 2 は、平成 2 5 年 7 月 1 0 日、被告 E 2 三井口座を新規開設し、別紙 8 の 2 のとおり、同日 1 0 0 0 万円、同年 7 月 1 7 日に 2 0 0 0 万円、平成 2 7 年 5 月 2 2 日に 2 0 0 0 万円を入金している。

25 被告 E 2 は、平成 2 5 年 7 月 1 7 日に上記 2 0 0 0 万円を被告 E 2 三井口座に入金するに際し、三井住友銀行 j 支店の行員から上記 2 0 0 0 万円

の原資を尋ねられて「お寺の土地の売却金」と返答した。(甲84, 乙B56, 57)

ウ 被告E2瀬戸信口座

被告E2は, 別紙8の3のとおり, 平成25年7月16日, 被告E2瀬戸信口座を開設し, 同日, 合計1500万円を入金した。その後の同口座の入出金状況は, 別紙8の3のとおりである。(乙B59)

エ 被告E2ゆうちょ口座

被告E2ゆうちょ口座は, 主として携帯電話料金の引き落としのために使用されていた口座であるが, 別紙8の4のとおり, 平成26年5月23日に被告E2三菱口座から1000万円が預け替えられた。(乙B58)

(8) 税務調査の経緯

平成26年9月以降実施された原告の税務調査において, 本件土地売却代金が入金された原告口座から高額の出金が行われており, 同時期に被告E2が高額の高貴金属を購入していることが判明した。被告E2は, 税務当局に対し, 高貴金属購入の原資は, タンス預金であると説明したため, 税務当局は, 被告E2がE2邸の建築代金として払った紙幣や, 被告E2が高貴金属購入代金として支払った紙幣について調査したところ, いずれも昭和59年以降に発行された新紙幣(福沢諭吉の肖像が印刷されているもの)であることが分かった。また, 被告E1及び被告E2は, 税務当局に対し, 本件土地売却代金の用途につき合理的な説明をすることができなかった。税務当局は, 本件土地売却代金が被告E2の高貴金属購入代金として使用されているとして, 被告E2の高貴金属購入代金を原告の被告E2に対する給与として扱い, 原告から源泉徴収をする方針を伝えたが, 被告E2はこれを受け入れなかった。被告E2は, 税務調査が開始された後, T弁護士に相談し, 事実を曲げる必要はないとの助言を受けた。また, 被告E2は, N会計士が税務当局に同調しているとして, I税理士に委任して税務調査への対応を相談した。税務当局は,

被告E1に対し、被告E2の貴金属購入代金を原告の被告E1に対する給与として扱い、原告から源泉徴収する方針を伝えた。被告E1は、原告の代表者としてこれを受け入れることとし、平成25年及び平成26年の給与収入について確定申告をし、原告は、源泉所得税等を納付した。また、被告E2

5 (甲38～46, 69, 乙B172, 証人N, 被告E2本人)

(9) 被告E1の認知能力に関する事実

ア 被告E1は、平成20年9月6日、名古屋脳神経外科クリニックにおいて、海馬がかなり萎縮しているとして認知症の診断を受け、アリセプトの

10 処方を受けた。(乙B131の1)

イ 被告E1は、平成21年3月10日、名古屋脳神経外科クリニックを再度受診したところ、MMSE(30点満点の認知機能テスト)27点であり、認知症の症状はかなり改善していると診断された。(乙B131の2)

ウ 被告E1は、平成27年10月29日、名古屋第二赤十字病院の医師により、ラクナ脳梗塞の診断を受けた。もともと、「お経をあげるなど住職としての業務は出来ており、聴力低下があるものの理解や判断の能力は年齢相応と考えられる。」と診断された。(乙B131の3)

エ 被告E1は、平成28年11月1日、名古屋第二赤十字病院の医師により、脳梗塞の診断を受けた。長谷川式簡易知能評価スケールは13点で、

20 見当識障害と高度の記銘力障害が認められると診断された。被告E1は、平成29年頃、施設に入所した。(乙B131の4, 乙B182)

オ 被告E1は、平成29年10月31日、名古屋第二赤十字病院の医師により、脳梗塞、アルツハイマー型認知症と診断された。上記診断においては、平成27年頃までは住職としての仕事を何とかこなしていたが、平成

25 28年頃から同じことを何度も尋ねるようになり、画像検査上も脳萎縮の進行が認められ、平成29年には字が書けなくなり、視線は合うもののコ

コミュニケーションが困難となったとされている。(乙B131の5)

カ 被告E1は、平成30年2月15日、後見開始の審判を受けた。

2 争点(1) (本件各売買に係る被告E1及び被告E2の責任の有無及び原告の損害額) について

5 (1) 本件各売買の手續について

ア 前記1認定のとおり、本件土地の売却につき、原告から曹洞宗宗務庁に対し財産処分承認申請書は提出されておらず、曹洞宗の代表役員は、本件土地の売却を承認していない。

10 また、前記1認定のとおり、被告E1、被告E2及び被告E3は、第1売買契約後に便所等を改築しその費用を土地売却代金で賄う旨を記載した本件工事申請書を提出し、曹洞宗宗務庁によって却下されている。

15 さらに、本件工事申請書に添付する本件議事録は作成されているものの、その体裁に照らし、本件各売買が責任役員の議決事項とされたことはなく、現に責任役員の一人であったSは便所の修理のために必要であると考えて本件工事申請書及び本件議事録に押印しており、他の責任役員も同様
20 であったと推認できる。この点につき、被告E2は、被告E1が記帳していた金銭出納帳からの抜粋(乙B128)に基づいて、本件各売買についての責任役員会議、宗務所や被告E3等の仲介業者らとの打合せが多数回行われたと主張する。しかしながら、本件各売買当時責任役員を務めていた複数の者が、上記抜粋(乙B128)に記載された会議や打合せの大半は存在しなかったと述べていること(甲107)に照らすと、そもそもこれらの会議や打合せが行われたと認定するのは困難である。

25 以上に加えて、本件工事申請書及び本件議事録が曹洞宗宗務庁に却下され、返却された後、本件工事申請書の「工事する建物」欄に被告E2の筆跡で加筆がされ、本件議事録の付議事項にJの筆跡でbの土地の表示が加筆されるなどの修正がされ、これらについては再度曹洞宗宗務庁に提出さ

れることなく、第1売買の決済、第2売買契約の締結、第2売買の決済が順次行われている。

なお、証拠（甲83、乙D4、証人J、被告E2本人）によれば、公告については、平成25年2月25日付けの公告文（甲83）を境内に掲示する方法で行われたことが認められる。しかしながら、本件規則25条では、原告の不動産を売却する場合には、その行為の少なくとも1か月前に、公告を行わなければならないとされているところ、上記公告文（甲83）の日付に照らし、第1売買よりも前に実施されたとは認め難い（公告文の案を作成したJ自身、公告を行ったのは第1売買の決済完了後であると供述している。）。また、そもそも、本件各売買については、責任役員の議決及び曹洞宗の代表役員の承認が得られていないだけでなく、これらが得られているかのような体裁が整えられていることからすると、公告文のみを境内に掲示したとしても意味はない（かえって、本件土地売却のための手続が適法に行われているかのような外観を作出することになる。）。

以上によれば、本件各売買につき、宗教法人法及び本件規則に定められた手続はいずれも執られていなかったと認められる。また、被告E1及び被告E2は、本件各売買について責任役員の議決及び曹洞宗代表役員の承認が得られていないことを知りながら、共同して、これが得られているかのような体裁を整えるために、本件工事申請書及び本件議事録に加筆したものと認められる。

イ 被告E2は、本件各売買に関与しておらず、被告E1がE2邸で生活していたため、本件各売買の打合せに被告E1の介添えとして出席し、お茶の世話等をしただけであると主張する。しかしながら、前記アのとおり、被告E2は、本件工事申請書や本件議事録の必要事項の一部を記入し、これらが却下されて返却された後にはこれに加筆して、本件各売買の形式を整えるための書類の作成に積極的に関与していること（当時、被告E1は

金銭出納帳を記帳するなど字を書くことが可能であって、被告E2が代筆すべき理由はない。)などを考慮すると、本件各売買に関与しておらず、被告E1の介添えのためだけに打合せに同席していたとする被告E2の前記主張は採用できない。

5 (2) 本件各売買の目的について

ア 前記1認定のとおり、本件工事申請書(甲52の1)には、W大仏周囲整備のため、便所等の工事をする必要があり、その経費は土地売却費等から支出する予定である旨の記載がある。また、第1売買については、W大仏参拝経路の通路整備工事、トイレ(男性用、女性用)新設工事及び周辺
10 外構工事一式に伴う資金捻出のため、aの土地を売却すること、上記工事に必要な費用は、トイレ新設工事が約1600万円、参拝経路の整備工事が約500万円、周辺外構工事一式が約300万円であり、譲渡所得税及び諸費用を差し引いた売買残代金は約2167万9200円であることが記載された被告E1名義の「土地売却目的」と題する文書(乙B134)
15 が作成されており、上記工事につき、株式会社麦島建設は、工事代金を1858万5000円とする平成25年5月16日付け見積書(乙B135)を作成している。しかしながら、上記見積書は、第1売買の決済後に作成されたものであること、その後原告において上記文書及び見積書に記載された工事は実施されていないこと、原告においては、被告E1が代表役員
20 を退任した後の平成30年2月に屋外トイレの設置工事を実施しているが、その工事代金は67万5216円にすぎないこと(甲110)などからすると、上記文書及び見積書に記載された工事の実施が第1売買の目的であったとは認められない。

イ 被告E2は、原告においては、平成22年から平成24年にかけて、本堂の修復工事や屋外トイレを建て替えて周辺を整備する工事など、費用が
25 嵩む工事が予定されていたところ、被告E2からの借入金3000万円を

返済するとともに、今後の運転資金を準備するには本件土地を売却するよりほかなかったと主張する。

確かに、原告においては、老朽化した本堂の修復工事が必要とされている（原告代表者）が、同工事については、本件各売買の数年前である平成21年6月に建築設計事務所から工事概要書（乙B173）が提出されているのみで、本件各売買後、同工事が実施されたことはなく、その準備が行われた形跡もうかがわれない。また、後記(4)、(6)認定のとおり、被告E2が主張する3000万円の貸付金のうち、2000万円については貸付けの事実があったとは認められず、1000万円については、仮に金員交付の事実があったとしても、返還の約束があったとは認められない。さらに、前記1認定のとおり、第1売買の約4か月前（被告E2が原告に2000万円を貸し付けたと主張する日）である平成24年7月5日の時点で、原告口座の預金残高は合計1563万4200円であって、原告の運転資金が不足していたとは認められない（被告E2は、同日時点での原告三菱口座の残高が61万円余りであったと指摘するが、その取引明細（乙B41）からも明らかなおおむね常時100万円を超える残高が維持されていることが認められる。）。以上に加えて、第1売買契約が締結された後、被告E1が代表役員を退任するまで、原告において平常支出以外の工事や行事等、臨時支出の予定はなく、実際にそのような工事や行事は行われていないこと（原告代表者）を考慮すると、本件各売買が原告の資金調達を目的とするものであったとは認められず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。被告E2の上記主張は採用できない。

(3) 原告口座からの出金について

ア 前記1認定の事実及び証拠（甲71、乙B125の2）を総合すると、本件土地売却代金の原告口座への入金及び原告口座からの出金の状況は、

別紙7の1から3までのとおりであるところ、第1売買の手付金の入金後の平成24年11月30日から平成28年5月31日までに、被告E1及び被告E2が、原告口座からまとまった金額を多数回にわたって引き出し
5 ており、その多くが金銭出納帳（乙B125の2）等によって使途が明らかにされていないものであると認められる。

前記(2)認定のとおり、第1売買後被告E1の退任に至るまで、原告において平常支出以外の工事や行事等が実施されていないことを考慮すると、
上記のと通りの原告口座からの出金状況は、原告の運営においては極めて
異例なことといわざるを得ず、本件各売買前の原告口座からの出金状況
10 （乙B41～51，164）とも、頻度や金額の面で整合しない。

イ 被告E2は、前記アの原告口座からの出金について、被告E1が預金を
引き出しに行くのに付き添い、伝票作成を代行したものであり、引き出し
た現金は、基本的にその場で被告E1に引き渡し、原告の運営費に充てら
れていたのであって、このことは、金銭出納帳のほか、被告E1による原
15 告口座の残高確認メモ（乙B127）の記載から明らかであると主張する。

しかし、上記出金は基本的に金銭出納帳に記載がない（平成25年4月
11日以降は、金銭出納帳自体が記載されておらず、同日より前については
金銭出納帳に出金の記載がされていない）ものであるし、上記メモは原
告口座の残高を記載したものにすぎず、これをもって、上記出金が原告の
20 運営費に充てられたと推認することは困難である。また、被告E2は、被
告E1は原告口座から引き出した現金を本堂で管理していたと主張する
が、本堂には金庫もなく（被告E2本人）、第三者が出入りする可能性も
あることからすると、被告E1が原告口座から引き出した現金を本堂で管
理するとは考えにくい。被告E1が預金通帳や印鑑、経理書類等を被告E
25 2と同居していた住居（観樹亭又はE2邸）で管理していたことも併せ考
慮すると、原告口座から出金された現金は、被告E1と被告E2が同居し

ていた住居（観樹亭又はE 2 邸）で管理されていたものと推認することができる。被告E 2 の上記主張は採用できない。

(4) 被告E 2 の支出等について

ア 前記1 認定のとおり，被告E 2 口座には，平成2 5 年7 月1 0 日から平成2 7 年5 月2 3 日までに，口座間移動を除いて1 億円もの入金となされており，そのうち6 8 0 0 万円は，第2 売買の残代金（本件土地売却代金全体の約4 分の3 に相当する金額）が支払われた平成2 5 年6 月2 7 日の直後の同年7 月1 0 日，1 6 日又は1 7 日に入金されている。また，被告E 2 は，平成2 4 年1 2 月から平成2 6 年9 月までに，1 億4 4 3 6 万8 9 3 5 円（返品分を除くと8 4 2 5 万1 5 0 0 円）もの貴金属を購入している。これらの事実は，本件各売買と被告E 2 口座への入金及び被告E 2 の貴金属の購入との関連性を推認させるものといえる。

中でも，被告E 2 は，平成2 5 年7 月1 7 日に原告三菱口座から払い戻した2 0 0 0 万円を被告E 2 三井口座に入金する際，行員に対しその原資を「お寺の土地の売却金」と説明している。

被告E 2 は，この2 0 0 0 万円について，被告E 2 が原告に対し平成2 4 年7 月5 日に貸し付けた2 0 0 0 万円の返済金であると主張し，これを裏付ける証拠として，被告E 1 作成に係る同日付け借用書（乙B 1 7）や，被告E 2 三菱口座の通帳の「平成2 2 年の返金㊦」（乙B 5 7），「2 5 年7 月1 7 日 返金していただいた 三井住友入金（寺の手薄金¥2 0 0 0 万円也）」（乙B 5 5 の1）とのメモがあると指摘する。しかし，被告E 2 の行員への上記説明（貸付金の返済であれば行員にもそのように説明すればよく，お寺の土地の売却代金と説明する必要はない）や，平成2 4 年7 月5 日当時被告E 1 が記帳していた原告の金銭出納帳（乙B 1 2 5 の2）には貸付けの記載がないこと，上記借用書（乙B 1 7）には，「現在は手持金が手薄につき」「手持金手薄すなわち法人の通帳の残金少ない事

を意味する」などと記載されているが、前記(2)認定のとおり、同日当時、原告口座の預金残高が不足していたとはいえないこと、残高不足を理由とする貸付けであるとしながら、同日前後に2000万円が原告口座に入金された形跡はうかがわれないこと（乙B41～51、証人N）からすると、
5 被告E2が同日に原告に対し2000万円を貸し付けたとは認められない。したがって、平成25年7月17日の被告E2三井口座への2000万円の入金が原告からの貸付金の返済であったとは認められない。被告E2の上記主張は採用することができない。

イ 被告E2は、貴金属購入の原資は、亡夫のHから相続した約6000万
10 円のタンス預金と、被告E2の実父であるKが実母であるGのために援助し、Gの死後に発見された2億円以上のタンス預金であると主張し、本人尋問においてもこれに沿う供述をする。

しかし、被告E2がKとGの間の子であることを裏付ける的確な証拠は見当たらない。この点をしばらく措くとしても、長年にわたり愛知県職員
15 を務めた後愛知県議会議員になり、妻と4人の子がいたK（昭和▲年▲月▲日死亡、乙B180）が、Gと被告E2の生活費や学費等を負担し、G（平成▲年▲月▲日死亡）の死後に2億円以上の現金が残るほどの援助をすることが可能であったとは考え難い（甲66）。被告E2は、Kが公務員としての収入の他に株式取引によって収入を得ていた可能性がある
20 と主張するが、根拠のない憶測にすぎず採用できない。また、被告E2は、Gが死亡した約8年後（平成16年頃）に、Gと同居していた借家の古い布団の中から大量の現金（タンス預金）が発見されたと供述している（乙B76、被告E2本人）が、Gが保険金及び預金を全て被告E2に残す旨の遺言書（乙B20）を作成しながら、生前に多額のタンス預金の存在やその保管場所を被告E2に教えていなかったというのも不自然である。さら
25 に、被告E2の主張によれば、GだけではなくHも被告E2に知られる

ことなくタンス預金をしており、これを取得した被告E 2もまた、平成25年7月頃に被告E 2口座に預金するまでの間、金融機関に預けることなくタンス預金として保有していたことになるが、金利が高かった時代に3人ともがそのような行動をとるとは想定し難い。以上に加えて、K及びHは、一万円券の新紙幣が発行された昭和59年（甲57）より前に死亡しており、被告E 2が保管し、使用した現金が新紙幣であること（甲69、証人N、被告E 2本人）と矛盾する。この点、被告E 2は、Gにおいて旧紙幣を新紙幣に交換済みであってもおかしくないと主張するが、Gが被告E 2にもその存在を知らせていなかった高額のタンス預金の旧紙幣を、被告E 2に知られることなく新紙幣に交換することができたか疑問が残るといわざるを得ない。

被告E 2は、貴金属の購入について、本件各売買以前からテレビショッピングでの商品購入をしていたと主張する。確かに、被告E 2は、本件各売買前にも、平成14年から株式会社QVCジャパン及びジュピターショップチャンネル株式会社のテレビショッピングを利用して買物を繰り返していたが、商品の内容は貴金属に限らず家電製品や日用品が含まれ、購入額と返品額との差額は両社を合わせても2500万円程度であり、平成22年頃には両社からの買物をほとんどしなくなっていたのに対し、本件各売買後（平成24年12月以降）の買物は、明らかに購入価格が増加し（購入額と返品額の差額は8425万1500円）、商品としても貴金属類に限定されるようになってきていること（乙B11）からすれば、本件各売買以前の商品購入とは質的に異なるというべきである。

被告E 2は、本件各売買以前に、上記テレビショッピングの購入代金のほか、原告に対する高額の寄付及び貸付け、観樹亭の改装費用、E 2邸の建築費用等を支出したとして、本件各売買当時、高額の自己資金を有していたと主張する。しかしながら、被告E 2が本件各売買前に自己資金によ

5 5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250
251
252
253
254
255
256
257
258
259
260
261
262
263
264
265
266
267
268
269
270
271
272
273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
295
296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342
343
344
345
346
347
348
349
350
351
352
353
354
355
356
357
358
359
360
361
362
363
364
365
366
367
368
369
370
371
372
373
374
375
376
377
378
379
380
381
382
383
384
385
386
387
388
389
390
391
392
393
394
395
396
397
398
399
400
401
402
403
404
405
406
407
408
409
410
411
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
424
425
426
427
428
429
430
431
432
433
434
435
436
437
438
439
440
441
442
443
444
445
446
447
448
449
450
451
452
453
454
455
456
457
458
459
460
461
462
463
464
465
466
467
468
469
470
471
472
473
474
475
476
477
478
479
480
481
482
483
484
485
486
487
488
489
490
491
492
493
494
495
496
497
498
499
500
501
502
503
504
505
506
507
508
509
510
511
512
513
514
515
516
517
518
519
520
521
522
523
524
525
526
527
528
529
530
531
532
533
534
535
536
537
538
539
540
541
542
543
544
545
546
547
548
549
550
551
552
553
554
555
556
557
558
559
560
561
562
563
564
565
566
567
568
569
570
571
572
573
574
575
576
577
578
579
580
581
582
583
584
585
586
587
588
589
590
591
592
593
594
595
596
597
598
599
600
601
602
603
604
605
606
607
608
609
610
611
612
613
614
615
616
617
618
619
620
621
622
623
624
625
626
627
628
629
630
631
632
633
634
635
636
637
638
639
640
641
642
643
644
645
646
647
648
649
650
651
652
653
654
655
656
657
658
659
660
661
662
663
664
665
666
667
668
669
670
671
672
673
674
675
676
677
678
679
680
681
682
683
684
685
686
687
688
689
690
691
692
693
694
695
696
697
698
699
700
701
702
703
704
705
706
707
708
709
710
711
712
713
714
715
716
717
718
719
720
721
722
723
724
725
726
727
728
729
730
731
732
733
734
735
736
737
738
739
740
741
742
743
744
745
746
747
748
749
750
751
752
753
754
755
756
757
758
759
760
761
762
763
764
765
766
767
768
769
770
771
772
773
774
775
776
777
778
779
780
781
782
783
784
785
786
787
788
789
790
791
792
793
794
795
796
797
798
799
800
801
802
803
804
805
806
807
808
809
810
811
812
813
814
815
816
817
818
819
820
821
822
823
824
825
826
827
828
829
830
831
832
833
834
835
836
837
838
839
840
841
842
843
844
845
846
847
848
849
850
851
852
853
854
855
856
857
858
859
860
861
862
863
864
865
866
867
868
869
870
871
872
873
874
875
876
877
878
879
880
881
882
883
884
885
886
887
888
889
890
891
892
893
894
895
896
897
898
899
900
901
902
903
904
905
906
907
908
909
910
911
912
913
914
915
916
917
918
919
920
921
922
923
924
925
926
927
928
929
930
931
932
933
934
935
936
937
938
939
940
941
942
943
944
945
946
947
948
949
950
951
952
953
954
955
956
957
958
959
960
961
962
963
964
965
966
967
968
969
970
971
972
973
974
975
976
977
978
979
980
981
982
983
984
985
986
987
988
989
990
991
992
993
994
995
996
997
998
999
1000

ウ 以上のとおり、本件土地の売却代金が原告口座に入金されるのと時期を
10 同じくして、被告E2口座に高額の入金がされ（そのうち2000万円に
ついては原告口座から引き出された金員がそのまま被告E2口座に入金さ
れていることが明らかである。）、被告E2が高額の貴金属を購入してい
る上、被告E2が多額の預金や支出の原資について合理的な説明をす
15 ることができていること、被告E2の生活状況からしてもその原資となるよ
うな収入があったとはうかがわれない（前記1認定のとおり、被告E2は
平成6年4月に勤務先を退職した後は無職であり、年金収入しかない）こ
とからすると、少なくとも本件各売却後の被告E2口座への入金及び貴金
20 属購入等の大半が、前記(3)の原告口座からの出金を原資にしているものと
合理的に推認できるというべきである。

20 21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250
251
252
253
254
255
256
257
258
259
260
261
262
263
264
265
266
267
268
269
270
271
272
273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
295
296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342
343
344
345
346
347
348
349
350
351
352
353
354
355
356
357
358
359
360
361
362
363
364
365
366
367
368
369
370
371
372
373
374
375
376
377
378
379
380
381
382
383
384
385
386
387
388
389
390
391
392
393
394
395
396
397
398
399
400
401
402
403
404
405
406
407
408
409
410
411
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
424
425
426
427
428
429
430
431
432
433
434
435
436
437
438
439
440
441
442
443
444
445
446
447
448
449
450
451
452
453
454
455
456
457
458
459
460
461
462
463
464
465
466
467
468
469
470
471
472
473
474
475
476
477
478
479
480
481
482
483
484
485
486
487
488
489
490
491
492
493
494
495
496
497
498
499
500
501
502
503
504
505
506
507
508
509
510
511
512
513
514
515
516
517
518
519
520
521
522
523
524
525
526
527
528
529
530
531
532
533
534
535
536
537
538
539
540
541
542
543
544
545
546
547
548
549
550
551
552
553
554
555
556
557
558
559
560
561
562
563
564
565
566
567
568
569
570
571
572
573
574
575
576
577
578
579
580
581
582
583
584
585
586
587
588
589
590
591
592
593
594
595
596
597
598
599
600
601
602
603
604
605
606
607
608
609
610
611
612
613
614
615
616
617
618
619
620
621
622
623
624
625
626
627
628
629
630
631
632
633
634
635
636
637
638
639
640
641
642
643
644
645
646
647
648
649
650
651
652
653
654
655
656
657
658
659
660
661
662
663
664
665
666
667
668
669
670
671
672
673
674
675
676
677
678
679
680
681
682
683
684
685
686
687
688
689
690
691
692
693
694
695
696
697
698
699
700
701
702
703
704
705
706
707
708
709
710
711
712
713
714
715
716
717
718
719
720
721
722
723
724
725
726
727
728
729
730
731
732
733
734
735
736
737
738
739
740
741
742
743
744
745
746
747
748
749
750
751
752
753
754
755
756
757
758
759
760
761
762
763
764
765
766
767
768
769
770
771
772
773
774
775
776
777
778
779
780
781
782
783
784
785
786
787
788
789
790
791
792
793
794
795
796
797
798
799
800
801
802
803
804
805
806
807
808
809
810
811
812
813
814
815
816
817
818
819
820
821
822
823
824
825
826
827
828
829
830
831
832
833
834
835
836
837
838
839
840
841
842
843
844
845
846
847
848
849
850
851
852
853
854
855
856
857
858
859
860
861
862
863
864
865
866
867
868
869
870
871
872
873
874
875
876
877
878
879
880
881
882
883
884
885
886
887
888
889
890
891
892
893
894
895
896
897
898
899
900
901
902
903
904
905
906
907
908
909
910
911
912
913
914
915
916
917
918
919
920
921
922
923
924
925
926
927
928
929
930
931
932
933
934
935
936
937
938
939
940
941
942
943
944
945
946
947
948
949
950
951
952
953
954
955
956
957
958
959
960
961
962
963
964
965
966
967
968
969
970
971
972
973
974
975
976
977
978
979
980
981
982
983
984
985
986
987
988
989
990
991
992
993
994
995
996
997
998
999
1000

(5) 被告E1及び被告E2の責任について

5 以上のとおり、本件各売買が宗教法人法等によって定められた手続を執ら
ずに行われており、被告E 1及び被告E 2もそのことを認識しながら適法な
手続が執られているかのような形式を整えていること、本件各売買当時、原
告において本件土地を売却する必要があったとは認められず、本件各売買後、
10 特別な出費を要する工事や行事も行われていないこと、本件各売買後、原告
口座からは高額の出金が連続して行われており、これと時期を同じくして、
被告E 2口座に高額の入金がされ、被告E 2が高額の貴金属を購入している
ところ、上記入金や支出の原資に関する被告E 2の説明は不合理であること、
被告E 1は、本件各売買当時、原告の代表者であり、原告の収支を管理して
15 いたこと、被告E 2は、長年にわたり原告の雑用を行い、平成20年8月頃
からは被告E 1と同居して身の回りの世話をしていたこと、原告口座から引
き出された現金は、預金通帳や印鑑、経理関係の書類と同様に、被告E 1及
び被告E 2が同居していた住居（観樹亭又はE 2邸）で管理されていたこと
などを総合すると、被告E 1と被告E 2は、共謀の上、本件土地の売却代金
15 を着服横領する目的で本件各売買をしたものと認められる。

20 なお、被告E 1（大正▲年▲月▲日生）は、本件各売買（平成24年11
月30日及び平成25年5月10日）当時は88歳であり、前記1認定のと
おり、これに先立つ平成20年9月には認知症の診断を受けている。しかし、
被告E 1は、平成21年3月には症状が改善し、平成27年10月にも理解
や判断の能力は年齢相応と診断されていることからすると、本件各売買当時、
20 認知症により判断力が著しく低下していたとは認められない。

25 以上によれば、被告E 2は被告E 1との共同不法行為に基づき、被告E 1
は被告E 2との共同不法行為又は原告との委任契約上の債務不履行に基づ
き、本件各売買によって原告が被った損害を賠償すべき義務を負うというべ
きである。

(6) 原告の損害額について

ア 原告は、別紙3（別紙7の1から3までの塗り潰し部分）の合計2億1
144万2475円が用途不明金であり（甲71），これと本件各売買に
当たって支払った仲介手数料等2022万3144円の合計2億3166
万5619円が、違法な本件各売買による損害であると主張する。

5 イ 本件各売買による費用について

原告が本件各売買に関して負担した費用の合計2022万3144円の
うち、仲介手数料、建物解体費、測量費、印紙代、司法書士手数料の合計
1022万3144円は、被告E1及び被告E2の不法行為等と因果関係
のある原告の損害と認められる。これに対し、擁壁工事代金1000万円
10 は、aの土地の価値を増加させる費用でもあり、違法な第1売買が行われ
たことによって余儀なくされた無駄な支出とは認められないから、被告E
1及び被告E2の不法行為等と因果関係のある原告の損害とは認められな
い。

ウ 用途不明金について

15 (ア) まず、原告の前記アの主張のうち、本件各売買によって原告三菱口座
及び原告三井口座に入金された2億0813万4894円を超える金額
を用途不明金として損害に含めている点は、原告が、本訴請求1では、
飽くまで本件土地売却代金の着服横領を主張していることに照らして明
らかに失当であり、以下では、そのうち2億0813万4894円につ
20 いて被告E2が着服横領したか否かを検討することとする。

(イ) 被告E2は、原告が用途不明金として主張する原告口座からの出金の
うち、①平成25年4月10日以前（以下「期間A」という。）の出金
については、金銭出納帳の記載から着服横領したものでないことが明ら
かであり、②平成26年9月1日以降（以下「期間C」という。）の出
金については、税務調査の最中に着服横領することは考え難いから、着
25 服横領したものでないことが明らかであり、③期間Aと期間Cの間（以

下「期間B」という。)の出金については、原告の平均年間経費額や預金の増加分からの試算によれば、原告の経費に使用されたものであって着服横領したものでないことが明らかであると主張する。そこで、この点について以下に検討する。

5

a 期間Aについて

10

期間Aの出金については、原告が使途不明金として挙げているものは、基本的に金銭出納帳に記載のないものであるから、使途不明金として問題とせざるを得ない。被告E2は、平成25年4月11日以降、金銭出納帳の記載が途切れているのは、被告E1の認知症が進んだためであり、金銭出納帳に記載がないことをもって、使途不明金と評価するのは相当ではないと主張する。しかし、被告E1は、平成27年10月の時点でも、お経をあげるなど住職としての業務はできており、聴力低下があるものの理解や判断の能力は年齢相応と診断されていたことからすると、金銭出納帳の記載が途絶えていることが認知症の進行によるものであると認定するのは困難である。

15

20

また、被告E2は、期間Aの出金のうち、平成25年4月9日の原告三菱口座からの1000万円の出金（以下「本件出金」という。）については、金銭出納帳に、「U借地 支拂引出シ」、「助ケ船返金スル」との記載があること（乙B125の2・130頁）などからして、被告E2が原告に代わってU（当時の原告の貸地の賃借人）に支払った立退料1000万円の返済であると主張する。確かに、原告三井口座には平成22年11月19日に被告E2名義で合計1000万円（500万円×2回）の入金があること（乙B43の1）、当時被告E2の代理人であった弁護士は、原告が賃借人に対し支払うべき立退料2150万円のうち1000万円を被告E2が立て替えたと説明

25

5 出納帳には、上記1000万円の入金の名目について、通常返還の必要のない「永代経」と記載されており（乙B125の2）、他に借書等も作成されていないことなどからすると、原告と被告E2との間で、上記1000万円を返還すべき約束があったと認定するのは困難である。これに加え、本件出金の時期が、第1売買の残代金の入金があった平成25年3月28日の直後の同年4月9日であって、期限の定めのない貸付金の返済時期としては唐突であること、被告E2自身、返済時期を明確に記憶しておらず、従前は異なる時期の出金から上記1000万円の返済を受けた可能性があること（乙B7
10 6、被告E2本人）、前記(4)ア説示のとおり、被告E2から原告に対し平成24年7月5日に2000万円の貸付けがあったとは認められないにもかかわらず、その旨の借用証が作成され、平成25年7月17日に上記貸付金に対する返済の名目で原告三菱口座から2000万円が出金されていることなどを考慮すると、本件出金が被告E2に対する貸付金の返済であったとは認められない。
15

そうすると、期間Aにおける原告主張の出金合計1494万2475円の用途は不明であるといわざるを得ない。そして、期間Aにおける原告の必要経費は金銭出納帳上明らかになっているから、上記1494万2475円は、いずれも被告E1及び被告E2が着服横領したものであると推認することができる。
20

b 期間B及び期間Cについて

期間Cについて、被告E2は税務調査後に着服横領することは考えられないと主張するが、税務調査が入った後も原告口座から従前と同様の多額の引き出しがあることは事実であり、その用途が明らかでない以上、税務調査後であることのみをもって、着服横領の事実を否定
25 することはできない。

期間B及び期間Cについては、金銭出納帳が作成されていないところ、原告は、N会計士の作成した収支一覧表（甲70）に基づいて、原告において、本件各売買前は、現金収入のみによって支出が賄われていたから、使途不明金から運営費を控除する必要はないと主張する。しかしながら、証人Nの証言によっても、「資産収入」である賃料収入等は原告口座に振り込まれ、「檀信徒布施収入」等も原告口座に振り込まれる場合があるのであるから、現金収入のみによって支出が賄われていたと認定することは困難である。したがって、本件土地売却代金の中から原告の経費が支出された可能性を否定することはできない。

そうすると、期間B及び期間Cについては、原告の損害額を認定するに当たり、使途が明らかでない原告口座からの出金から、原告の経費に充てられたと合理的に推認できる金額を除外するのが相当である。なお、被告E2は、原告口座の預金の増加額が本件土地売却代金の内部留保であるとして、それに相当する金額も除外すべきであると主張するが、上記増加額が本件土地売却代金の内部留保によるものであるとは限らず、他の平常収支によるものである可能性もあるから、これを除外するべきではない。

そこで次に、期間B及び期間Cにつき、原告の経費に充てられたと合理的に推認できる金額が幾らかを検討する。期間B及び期間Cについては、金銭出納帳が作成されていないため、その収支状況については、原告の本件各売買前の収支状況から推認せざるを得ない。

原告の本件各売買前の収支状況について、N会計士が収支一覧表（甲70）を作成しているところ、同一覧表は、公認会計士及び税理士の資格を有する同人が、被告E1が作成した金銭出納帳、収入支出一覧表、収支決算書を基に作成したものであり（甲69、証人N）、基本

的に信用性が認められる。これによれば、別紙9原告収支計算書のと
おり、平成12年度から平成22年度までの年間平均収入が6452
万0878円、年間平均支出が5210万4277円、年間平均収支
差額が1241万6601円となるため、以下、これを基に計算する
5 こととする（なお、上記収支一覧表（甲70）には、平成13年3月
決算期（平成12年度）から平成23年3月決算期（平成22年度）
までの収支しか記載されていないのに対し、被告E2代理人作成の金
銭出納帳・収支集計表（乙B165）には、期間B直前の平成24年
3月決算期（平成23年度）及び平成25年4月決算期（平成24年
10 度）の収支状況が記載されている。もつとも、上記集計表は、金銭出
納帳に記載された現金の入出金を計算したものであり、預金の増減を
反映させていない点で、原告の収支状況を正確に表したものとはいえ
ない上に、平成24年度については第1売買の入金があった後の期間
Aにおける入出金を含んでいる点で、原告の本件各売買前の収支状況
15 を表したものともいえないから、これを原告の経費に充てられた金額
の推認に当たって考慮に入れることは相当ではない。）。

期間B及び期間Cは平成25年4月11日から平成27年5月11
日までであるところ、これは約2年1か月（25か月）であることか
ら、この期間の原告の必要経費は、 $5210万4277円 \times (25 / 12) = 1億0855万0577円$ （小数点以下切捨て。以下同じ。）
20
①と推認することができる。

他方で、上記期間中、別紙7の1、2のとおり、原告主張の用途不
明金のほかに、原告三菱口座から677万6265円、原告三井口座
から3349万9182円が引き出されており、これらの合計402
25 7万5447円（②）は原告の経費に充てられたものと推認すること
ができる。

また、預金を経由しない現金による経費の支出も考慮する必要がある。まず、上記期間の原告の平常収入は、6452万0878円×(25/12) = 1億3441万8495円(㊦)と推認することができる。また、上記期間中の本件土地売却代金等及び口座間移動以外の入金は、別紙7の1から3までのとおり、原告三菱口座が7804万5959円、原告三井口座が908万6406円、原告瀬戸信口座が45万2794円の合計8758万5159円(㊧)である。したがって、上記期間中、㊦1億3441万8495円－㊧8758万5159円＝4683万3336円(㊢)が、原告口座を経由せずに現金として経費に充てられたものと推認することができる。この金額は、原告の平成13年から平成24年までの布施収入(宗教活動に伴う現金収入)の金額(乙B169)に照らして不合理な金額とはいえず、このことは、上記推認の妥当性を裏付けるものといえる。

なお、この点について、被告E2は、原告における布施収入、さい銭収入等の現金収入は、一旦金銭出納帳(甲82、乙B125)に記帳された上で(青丸印が付された収入がこれに当たるとする。)、預金口座に振り替えられており、現金のまま支出することはないと主張し、N会計士や原告代表者も、これに沿うかのような供述をしている部分がある(証人N・52頁、原告代表者・29頁)。しかし、仮に金銭出納帳の青丸印の記載が、被告E2の主張するとおり現金収入の記帳の趣旨であったとして、金銭出納帳や上記各供述部分を含めた本件全証拠によっても、その全部あるいは大半が原告口座に振り込まれるとの法則性を見出すことはできない。また、仮に従前は被告E1が原告の現金収入を原告口座に振り込んでいたとしても、被告E1によって金銭出納帳が作成されていない期間B及び期間Cにおいても従前のような現金収入の管理がされていたかどうかは不明であるといわざ

るを得ない。そうすると、少なくとも期間B及び期間Cにおいて、上記のように、預金を経由しない現金による経費の支出が相当程度あったと推認することは相当であって、これを覆すに足りる証拠は見当たらない。

5 以上によれば、原告が主張する期間B及び期間Cの使途不明金から、原告の経費に充てられたと合理的に推認できる金額は、①1億0855万0577円－②4027万5447円－③4683万3336円＝2144万1794円となる。

10 (ウ) 以上によれば、原告が主張する使途不明金（ただし、前記(ア)のとおり2億0813万4894円の限度）のうち、期間B及び期間Cについて原告の経費に充てられたと合理的に推認できる金額（前記(イ)b）を控除した部分が、被告E2が着服横領したものと合理的に推認できるというべきである。

15 したがって、被告E2が着服横領した金額は、2億0813万4894円－2144万1794円＝1億8669万3100円と認められ、これは被告E1及び被告E2の不法行為等と因果関係のある原告の損害といえる。

エ 前記イとウの損害額は、合計1億9691万6244円である。

(7) 小括

20 以上より、本件各売買につき、被告E1及び被告E2は、共同不法行為（被告E1については債務不履行と選択的）に基づく損害賠償として、連帯して1億9691万6244円及びこれに対する遅延損害金を支払う義務がある。

25 なお、遅延損害金について、原告は、第2売買の決済日を平成25年6月7日とした上で、最後の不法行為の日である同日からの遅延損害金の支払を求めているところ、前提事実(4)イのとおり、第2売買の決済日（残代金支払

及び移転登記手続の日)は同月27日であるから、同日からの遅延損害金に限って認容すべきであり、その余の請求は棄却を免れない。

3 争点(2) (本件各売買に係る被告E3の責任の有無及び範囲) について

(1) 被告E3の責任

5 ア 本件各売買契約上、曹洞宗代表役員の承認が停止条件とされており、本件各売買が宗教法人である原告の財産処分である以上、原告の仲介業者である被告E3は、上記停止条件の成否はもとより、公告や責任役員会の議決の有無についても確認する義務があったと解される。

10 被告E3は、本件土地の所有者は原告ではなく被告E1個人であると聞かされていたため、宗教法人法等の手続は不要と考えていたと主張する。しかし、本件土地の所有者がいずれも原告であることは全部事項証明書(甲5～8)から明らかであり、本件各売買契約が原告とアールエステート又は森不動産との間で締結されていることは、被告E3が仲介業者(宅地建物取引主任者)として押印した本件各売買の売買契約書(甲2, 3)
15 から明らかであって、被告E3が本件土地の所有者を誤信していたとはおおよそ考えられない。また、前記1認定のとおり、被告E3は、本件土地売却のための打合せにおいて、Jから本件土地の売却には宗教法人法等に定められた手続が必要である旨の説明を受けていたこと、本件各売買の売買契約書には、曹洞宗代表役員の承認を条件とする旨が明記されていること
20 などからすると、被告E3が本件土地の売却のために宗教法人法等の手続が必要であることを知らなかったとは考えられない。

25 イ 前記1認定のとおり、本件各売買につき、曹洞宗代表役員の承認は得られておらず、被告E2及びJが手書き部分を記入して作成された本件工事申請書及び本件議事録は曹洞宗宗務庁によって却下された上、被告E2及びJによって、追記がされている。この点、Jは、被告E3又は被告E2に指示されるがまま、本件工事申請書及び本件議事録の必要事項を記入

し、被告E 3の指示により返却後の本件工事申請書及び本件議事録にbの土地の表示を追記したと供述しているところ、Jの上記供述のみによって、被告E 3の指示により本件工事申請書及び本件議事録が作成され、却下後に追記がされたとまでは認められない。しかし、前記1認定のとおり、被告E 3は、原告が委任した仲介業者として、本件土地売却のための打合せに出席し、本件工事申請書及び本件議事録を作成し、これに被告E 2及びJが追記した際にも同席していることからすると、被告E 3は、上記記載及び追記の際、本件各売買が曹洞宗代表役員の承認や責任役員会の議決を経ていないものであること、また、それにもかかわらずこれらの手続が執られているかのような形式が整えられたことを認識していたものと認められる。

ウ そうすると、被告E 3は、原告の仲介業者として、宗教法人法及び本件規則に定める手続を経ていない本件土地売却の仲介行為をしてはならない義務を負っていたにもかかわらず、上記義務に違反したことが認められる。

(2) 原告の損害額

原告が本件各売買につき支払った仲介手数料、建物解体費、測量費、印紙代、司法書士手数料の合計1022万3144円は、被告E 3の債務不履行又は不法行為と因果関係のある原告の損害といえる。一方、擁壁工事代金1000万円は、前記2(6)イと同様の理由により、被告E 3の債務不履行又は不法行為と因果関係のある損害とはいえない。

また、被告E 1及び被告E 2の着服横領は本件各売買後の事情であり、宗教法人法等の手続を経ない財産処分であれば、通常、宗教法人の代表者らによる代金の着服横領が行われるとまではいえないから、被告E 1及び被告E 2の着服横領による損害は特別損害といわざるを得ない。被告E 3は、前記(1)のとおり、本件各売買につき曹洞宗の代表役員の承認や原告の責任役員会

の議決が得られていないこと、それにもかかわらずこれらの手続が執られているかのような形式が整えられたことを認識していたことは認められるが、そのことによって直ちに、上記特別損害が予見可能であったと推認することはできない。被告E3は、原告所有地の賃貸管理業務を行っていたものの、原告や被告E1及び被告E2の経済状況等に通暁していたとまでは認められないことなどを考慮すると、被告E3が、被告E1及び被告E2に着服横領の目的が存在することについて悪意であるか、又は知らなかったことについて過失があったと認めることは困難であり、他にこれを認めるに足りる証拠はない。

そうすると、被告E3は、上記特別損害を予見することができたとは認められないから、被告E3の債務不履行又は不法行為と被告E1及び被告E2の着服横領による損害との間に相当因果関係があるとは認められない。

(3) したがって、被告E3は、原告に対し、債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償として、1022万3144円及びこれに対する遅延損害金を支払う義務がある。なお、遅延損害金の起算日については、前記2(7)判示のとおりである。

4 争点(3) (被告E1及び被告E2による原告現金収入の着服の有無) について

(1) 証拠(甲18～36)及び弁論の全趣旨によれば、原告が被告E1及び被告E2による着服であると主張する支出の領収証は、被告E2の訴訟代理人であるT弁護士から原告に引き渡された原告の領収証綴りに綴られていたもの(同弁護士において貼付したものを含む)であり、これらに係る支出は、被告E2の自己資金からではなく、経費として原告の資金から支出されたものと認められる。

この点について被告E2は、様々な領収証を原告の経費として計上することによって税務上有利になると誤解していたため、被告E2の自己資金で購入したのもでも原告宛ての領収証を切ってもらおうなどしていたと主張する

が、宗教法人の宗教活動による収入は非課税であり、前記1認定のとおり、長年にわたり原告の雑用等を手伝い、原告代表者である被告E1と同居して身の回りの世話をしていた被告E2が、それを誤解していたとは考え難い。また、被告E2は、原告が主張する支出の一部は被告E1や被告E2の給与によって支払可能であったとも主張する。確かに、税務調査後、I税理士の指示により、被告E1に対しては月額100万円、被告E2に対しては月額30万円の給与がそれぞれ支払われている(乙B42の2、乙B106)が、原告において、これらの給与を支払うとの意思決定が存在したか否かが疑わしい上に、上記のとおり、原告が主張する支出は現に経費として原告の資金から支出されている以上、給与から支払可能であったからといって、着服の事実を否定することはできない。被告E2の上記主張はいずれも採用することができない。

したがって、被告E1及び被告E2による着服の有無を判断するに当たっては、各支出が原告の資金から支出されたことを前提に、各支出が原告の経費として必要かつ合理的なものであったかという観点から検討すべきである。

(2) 原告が着服横領として主張する各支出についての当裁判所の判断は、別紙4着服金一覧表の「裁判所の認定」欄記載のとおりである。以下においては、原告主張の費目(別紙4着服金一覧表の「着服の内容」欄参照。)ごとに上記判断の理由を補足して説明する。

ア 金券

被告E2は、医師等に心付けとして贈るために金券を購入したと主張する。しかし、平成26年6月から平成27年11月までの約1年半の間に原告の資金によって購入された金券の総額は260万円にも及んでいる(甲22の3の1・19・32・44・53・59・60・66・67)。菓子折程度であれば格別、このようなまとまった金額の金券を原告の経費

で購入し、医師等へ贈答することが必要かつ合理的とはいえず、私的な金券の購入代金の支払に原告の資金を着服したものと認められる。

イ 私的飲食代

原告は、原告とは無関係の被告E 1と被告E 2の私的飲食代金の支払に原告の資金を着服したと主張するが、いずれも領収証の宛名が原告か空欄になっており、原告の交際費として支払われた可能性も否定できないから、着服とは認められない（ただし、後記カ、キに該当するものを除く。）。

ウ Mへの支払

被告E 2は、Mに伐採等の様々な仕事をしてもらっており、その対価として支払ったと主張する。確かに、金銭出納帳には、Mに境内の樹木の伐採や雑用の報酬として数万円を支払った旨の記載が散見される（乙B 1 2 5の2・76, 89, 91, 92, 99, 127頁）。しかしながら、原告提出の領収書（甲22の3の22・23, 甲33の3の7～17）によれば、①平成25年4月7日に「1日の仕事代」として5万円、②平成25年5月から平成26年2月まで各月の「仕事代」として各10万円（合計100万円）、③平成26年8月31日に「8/5. 12の木の伐採2回分と8月の仕事代として」40万円、④平成26年9月30日に「寺内の伐採代として」50万円が支払われた旨が記載されているところ、上記①、②の「仕事代」という記載のみでは、Mが実際に行った仕事の内容やその必要性は明らかでない。また、原告においては、かねてから造園業者に境内の樹木の手入れ等を依頼しており、①の直前である平成25年1月に造園業者に39万6210円を支払っていること（乙125の2・122頁）、④の数か月後の平成27年1月及び同年2月には造園業者に合計65万7000円を支払っていること（甲105）などからすると、Mに対し境内の樹木の手入れや伐採等を依頼する必要があったとは認められないし、Mの陳述書（乙B 1 3）にもその旨の記載がない。そうすると、

Mに対する支払は、被告E 1及び被告E 2による着服と認められ、これを覆すに足りる証拠はない。

エ 私的使用品

原告が私的使用品として挙げるもののうち、健康食品、テレビショッピングの商品、化粧品等は、その品目からして、原告とは無関係な被告E 1及び被告E 2の私的使用品であることが明らかである。また、領収証の宛名が被告E 1や被告E 2（「F寺裏E 2」を含む。）となっているものも、被告E 1及び被告E 2の私的使用品と推認することができる。したがって、これらについては、私的使用品の購入代金の支払に原告の資金を着服したものと認められる。

一方、領収証の宛名が原告又は空欄となっている菓子代、食品代等については、原告が檀家等に贈答するための菓子の購入費用など、原告の交際費等として支出された可能性も否定できない。この点について原告は、領収証の宛名となっている業者がいずれも原告の行事の際に購入する菓子屋とは異なっており、商品の送付先又は納品先住所がE 2邸となっていることなどを理由に、被告E 1及び被告E 2の私的な支出であると主張する。しかし、購入先によって原告の交際費であったか否かを判断するのは困難である。また、E 2邸が原告の境内に位置しており、原告の代表者である被告E 1が居住していたことなどからすると、送付先等がE 2邸であることをもって私的な支出であると認定することも困難である。他に上記の支出が私的な菓子代、食品代等であったと認めるに足りる証拠はない。したがって、これらについては、着服とは認められない（ただし、後記カに該当するものを除く。）。

オ その他の私的支払

レンタカー代（甲22の3の58、甲24の3の20、甲28の3の4）については、原告の宗教活動に必要な支出である可能性を排斥することが

できず、着服とは認められない(ただし、後記カに該当するものを除く。)

猿投温泉ホテル金泉閣の食事代等(甲24の3の19)については、原告とは無関係な私的な遊興費であると認められ、これを覆すに足りる証拠はない。したがって、原告の資金を着服したものと認められる。

5 宅配便の送料については、いずれも依頼主が被告E2となっている(甲24の3の22・36・37・40・83・142)か又はこれと同視できる(甲24の3の38)上、宛先は原告の関係者ではない(原告代表者)から、原告とは無関係な被告E2の私的な支払に原告の資金を着服したものと認められ、これを覆すに足りる証拠はない。

10 カ 平成28年1月以降の食品代等

前提事実及び証拠(原告代表者)によれば、被告E1及び被告E2は、平成27年12月に被告E2による原告の財産の流用疑惑が報道され、平成28年1月以降、マスコミからの取材等から逃れるためにE2邸から離れてKKRホテル名古屋に宿泊するようになり、被告E1は原告において原告の宗務を行うことがなくなったことが認められる。平成28年1月以降の食品代等は、上記のとおり被告E1が原告の宗務を行わなくなった後、被告E1及び被告E2が購入した物の代金支払に充てたものであり、これは原告の経費として必要かつ合理的なものとはいえないから、私的な支払に原告の資金を着服したものと認められる。

20 キ KKRホテル名古屋の宿泊代等

被告E1及び被告E2がマスコミの取材等から逃れるために身を隠していたKKRホテル名古屋の宿泊代、飲食代等は、原告の経費として必要かつ合理的なものとはいえないから、被告E1及び被告E2の私的な支払に原告の資金を着服したものと認められる。ただし、KKRホテル名古屋名城観における食事代(甲26の3の13)については、証拠上認められる合計額の限度で認容する。

25

ク 領収証の改ざん

原告が領収証の改ざんを主張するもののうち、日付の改ざん（甲31の3の1，甲32の3の3・6・11・14）については、仮にこれらが改ざんであったとしても、改ざんによる費用の二重計上が認められない限り、原告に損害は生じないから、着服とは認められない。金額の改ざんについては、証拠上改ざんが明らかなもの（甲22の3の52・70，甲28の3の2，甲31の3の2，甲32の3の2・5・9・10・12・13）は、改ざんした金額に基づいて原告から支払を受け、その差額を着服したものと認められるが、その余は改ざんが明らかとはいえず、着服とは認められない。

また、金銭出納帳（乙B125の2）上、平成24年2月18日（同84頁）と同年4月18日（同90頁）に二重計上されているもの（甲32の3の4）は、少なくとも日付を改ざんした上で、これらの両日にそれぞれ原告から支払を受け、2回目に支払を受けた金額を着服したものと認められる（ただし、原告は1万円の限度で損害を主張しているため、その限度で認定する。）。

(3) 着服金額合計は、別紙4着服金一覧表のとおり、798万0576円である。前記(2)で認定した着服金の内容、金額に、被告E1と被告E2の関係等を総合すると、これらは被告E1及び被告E2が共同して着服したものと認められる。

5 争点(4)（本件消費貸借契約の成否）について

前提事実(7)イのとおり、被告E2口座から、平成27年5月21日及び同月22日に被告E1名義の口座を経由して、同月25日、原告三菱口座に9000万円が振り込まれており、被告E2は、当時の原告代表者であった被告E1作成の本件借用書（乙B18）によって、原告と被告E2との間で上記9000万円についての本件消費貸借契約が成立したと主張する。

しかしながら、前提事実及び前記2で認定、判示したところを総合すると、原告に多額の納税資金が必要になったのは、被告E1及び被告E2が土地売買代金を着服横領したためであって、被告E1及び被告E2の着服横領がなければ、原告の納税の必要はなかったものである。被告E2が被告E2口座から原告の納税資金を拠出したのは、被告E1及び被告E2の着服横領に伴って発生した税金が、本来更なる原告の損害になるはずのところを、着服横領を実行した当事者である被告E2が、着服横領した金銭が入金された口座から填補したものにすぎない。そうすると、本件借用書については、同じく着服横領の当事者である被告E1が原告を代表して、被告E2から交付された金銭の返還を約束するとの効果意思を表示したものとみることはできない。また、その他に原告と被告E2との間の返還約束を認めるに足りる証拠はない。

したがって、原告と被告E2との間で、本件消費貸借契約が成立したとは認められない。

6 結論

以上によれば、本訴請求は、本訴請求1につき、被告E1及び被告E2に対して1億9691万6244円及びこれに対する平成25年6月27日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金（ただし、うち1022万3144円及びこれに対する同日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の限度で被告E3と連帯して）、被告E3に対して1022万3144円及びこれに対する同日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の各連帯支払を求める限度で、本訴請求2につき、798万0576円及びこれに対する最後の不法行為の日である平成28年5月20日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める限度で、それぞれ理由があるから同限度でこれらを認容し、その余の本訴請求及び反訴請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第8部

裁判長裁判官 吉 田 彩

5

裁判官 平 野 佑 子

裁判官 藤 本 理